

労働安全衛生法第 35 条及び第 36 条の逐条解説

森山 誠也 労働基準監督官

一 逐条解説

1 第 35 条

1.1 条文

第四章 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置¹
(重量表示)
第三十五条 一の貨物で、重量が一トン以上のものを発送しようとする者は、見やすく、かつ、容易に消滅しない方法で、当該貨物にその重量を表示しなければならない。ただし、包装されていない貨物で、その重量が一見して明らかであるものを発送しようとするときは、この限りでない。

1.2 内容及び趣旨

本条（第 35 条のことをいう。以下同条の逐条解説部分において同じ。）は、包装されていない貨物でその重量が一見して明らかであるものを除き、1 個の貨物で、重量が 1 トン以上のものを発送しようとする者は、見やすく、かつ、容易に消滅しない方法で、当該貨物にその重量を表示しなければならないことを規定したものである。

本条は、1931 年 3 月 16 日に批准した船舶ニ依り運送セラルル重包装貨物ノ重量標示ニ關スル條約（以下「ILO 第 27 号条約」ないし「本条約」という。）を本邦において実施するための国内担保法でもあるが²、本条の規定により重量表示をしなければならない貨物は船舶により運送されるものに限られない³。

¹ 第 4 章には第 20 条から第 36 条までが含まれる。

² 昭和 47 年 9 月 18 日付け発基第 91 号「労働安全衛生法の施行について」（https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tb2042&dataType=1&pageNo=1）記の第三の四の(二)の二に同趣旨（本稿の本文にて引用）

³ 労働省労働基準局（1968 年）『労働法コンメンタール 3 改訂新版 労働基準法 下』（労務行政研究所，昭和 43 年 10 月 15 日再訂新版，昭和 44 年 6 月 10 日再訂 3 版）p.555 に「安全衛生規則第一二三条では、船舶運送に限らず一般の貨物に対しても重量が一トン以上の一貨物を発送し、又は運搬しようとするときは、見易く、容易に消滅しない方法で、その重量を標示することを規定し…」との記述がある。

本条の趣旨及び解釈については、本法の施行通達⁴において次のような説明がなされている。

発基第九一号 昭和四七年九月一八日 都道府県労働基準局長 殿 労働事務次官 労働安全衛生法の施行について 記 第三 概要 四 労働者の危険または健康障害を防止するための措置（第四章関係） （二）その他の規制 ニ 重量表示 昭和五年にわが国が批准した ILO 第二七号条約との関係で、従来、労働安全衛生規則において、一トン以上の貨物についての重量表示に関する規制がなされていたが、ILO 条約の裏付けのある規定であることにかんがみ、今回、法律の中に明記したものであること。	
基発第六〇二号 昭和四七年九月一八日 都道府県労働基準局長 殿 労働省労働基準局長 労働安全衛生法および同法施行令の施行について 記 I 法律関係 9 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置 (8) 第三五条関係 イ 本条は、貨物を取り扱う者が、その重量について誤った認識をもつて当該貨物を取り扱うことから生ずる労働災害を防止することを目的として定められたものであること。 ロ 本条の「発送」には、事業場構内における荷の移動は含まないものであること。 ハ 本条の「発送しようとする者」とは、最初に当該貨物を運送のルートにのせようとする者をいい、その途中における運送取扱者等は含まない趣旨であること。 なお、数個の貨物をまとめて、重量が一トン以上の一個の貨物とした者は、ここ	

⁴ 昭和 47 年 9 月 18 日付け基発第 602 号「労働安全衛生法および同法施行令の施行について」（https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tb2043&dataType=1&pageNo=1）記の I の 9

でいう「最初に当該貨物を運送のルートにのせようとする者」に該当すること。

ニ 本条の「その重量が一見して明らかなもの」とは、丸太、石材、鉄骨材等のように外観より重量の推定が可能であるものをいうこと。

ホ コンテナ貨物についての本条の重量表示は、当該コンテナにその最大積載重量を表示されておれば足りるものであること。

なお、本条の規定は本条だけで完結しており、命令への委任はない。

1.3 罰則

本条の規定に違反した者は、第 119 条の規定により、6 箇月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処せられる。

本条違反の罪については、第 122 条の両罰規定が適用される。

1.4 条文解釈

1.4.1 「一の貨物…発送しようとする者」

施行通達 4（1.2 節で引用）に示された解釈から考えると、本条の「一の貨物で、重量が一トン以上のもの」には、数個の貨物をまとめて、重量が 1 トン以上の 1 個の貨物としたものも含まれると解される。その典型例として、複数の荷をコンテナに入れて発送する場合があるだろう。

本条の「発送」には、事業場構内における荷の移動は含まれない⁴。

本条の「発送しようとする者」は、最初に当該貨物を運送のルートにのせようとする者をいい、その途中における運送取扱者等は含まれない⁴。

また、本条の規定は、貨物の行き先を限定しておらず、また ILO 第 27 号条約の趣旨（1.6 節参照）からしても、本邦の外へ貨物を発送する場合にも適用されることは明らかであろう⁵。

ところで、「貨物を発送しようとする者」が指すものは、必ずしも明確でないと思われる。船舶安全関係法令において国際海上コンテナの重量確定義務（1.9.1 節参照）を負うのは荷送人（実際には、商社など）であり、これは実際にコンテナに貨物を収納してこれを総重量 1 トン以上のコンテナとする作業を行う者とは異なる可能性があるが、では「貨物を発送しようとする者」はこのうちどちらになるのかというと、後者は該当すると思われるが、前者も該当するのかという解釈問題があると思われる。

⁵ 一般財団法人労務行政研究所（2017 年）『労働法コンメンタール⑩ 労働安全衛生法』（株労務行政）185 頁の最終段落に「例えば、本法の第三五条は、ILO 第二七号条約（船舶ニ依リ輸送セラルル重包装貨物ノ重量ノ表示ニ関スル条約・一九二九年）実施のための国内法的性格をもつものであるが、この規定は、純粹に輸出用の貨物を船舶所有者が船内で一トン以上の貨物に包装して輸出するような場合であっても適用されると解されている。」との同趣旨の記述あり。

1.4.2 「その重量を表示」

重貨物ノ重量標示ニ關スル件（昭和 5 年内務省令第 16 號）及び旧労働安全衛生規則（昭和 22 年 10 月 31 日労働省令第 9 号）第 123 条では「標示」の語が使用され、労働安全衛生法で「表示」が使用されているが、同じ意味だろう。

なお、ILO 第 27 号条約の英語の正文では marking(of weight)であり、外務省による同条約の定訳では「標示」が使用されている⁶。

1.4.2.1 単位

本条では、単位ないし単位系が指定されていないため、メートル法以外の単位系を使用した場合には本条違反にはならないが、本条の規定に基づく重量の表示は計量法（平成 4 年 5 月 20 日法律第 51 号）第 2 条第 2 項の「証明」⁷に該当し、同法第 8 条第 1 項の規定によりメートル法のキログラム、グラム又はトンにより表示しなければならないものと考えられる。

1.4.2.2 精度

本条では重量表示の精度ないし正確性について規定されていないが、計量法では第 10 条で正確な計量（努力義務）、第 16 条で使用してはならない計量器等について規定し、証明等のための計量の正確性を図っている。

⁶ 外務省条約データ検索－（定訳）船舶ニ依り運送セラルル重包装貨物ノ重量標示ニ關スル條約（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/B-S38-C2-1665.pdf>, 2021 年 12 月 29 日閲覧）

⁷ 経済産業省ウェブサイト－政策について▷政策一覧▷経済産業▷計量行政▷計量制度の概要▷計量法における単位規制の概要▷2. 取引又は証明における規制（https://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun/techno_infra/11_gaiyou_tani2.html, 2021 年 12 月 29 日閲覧）に次のような解釈が示されている。

2. 証明における計量

計量法第 2 条第 2 項の「公に」、「業務上」、「一定の事実」、「真実である旨を表明すること」の解釈は以下のとおり。

- 「公に」とは、公機関が、又は公機関に対しであること。
- 「業務上」とは、継続的、反復的であること。
- 「一定の事実」とは、一定のものが一定の物象の状態の量を有すること。特定の数値で表されるのが一般的であるが、ある一定の水準に達したか、達していないかという事実も含まれる。
- 「真実である旨を表明すること」とは、真実であることについて一定の法的責任等を伴って表明すること。参考値を示すなど、単なる事実の表明は該当しない。

ところで、施行通達 4 は、コンテナ貨物についての本条の重量表示は、当該コンテナにその最大積載重量が表示されていれば足りるとしているが、文理上、本条をそのように解することはできないのではないだろうか。

特に、船舶により輸送される貨物で 1 トン以上のものの重量表示については、本条約第 1 条第 2 項の特例規定（1.6.1 節参照）でも近似的重量（英語正文では an approximate weight）による表示を許容しているだけであるから、本条が本条約の国内担保法である限り、少なくとも海上コンテナの場合には最大積載荷重で足りると解することは困難である。実際の運用面でも、船舶に積載する場合には、船体に偏荷重がかからないよう荷重のバランスを考慮して貨物を配置する必要があることから⁸、コンテナの最大積載重量しか表示されず実際の重量が不明となると、本条約の目的を達成することはできない。

また、1974 年の SOLAS 条約及び船舶安全関係法令においては、船舶により本邦外に一定の大きさ以上のコンテナ貨物を輸送する場合等においては、コンテナの荷送人は船長及びコンテナヤード代表者に対してコンテナの質量等を記載した資料を提出しなければならないが、当該資料に記載する重量は、コンテナに貨物を入れた状態でその重量を計量するか、コンテナそのものとその内容物の各重量を個別に計量して合計するという、いずれも実際に計量する方法により確定しなければならない（1.9.1 節参照）。

したがって、国際海上コンテナ輸送分野におけるこのような改正も踏まえ、本条の解釈通達もまた再検討することが望ましい。

なお、本条と直接の関係はないが、コンテナ内部の偏荷重や危険物の輸送等の諸問題については 1.6.5 節、1.9.1 節、1.10 節で触れる。

1.4.2.3 虚偽の表示

虚偽の重量を記載した場合は、実質的に重量を表示したことになる上、「その重量」という要件を満たさないことから、本条違反となると考えられる。

1.4.3 「包装されていない貨物で、その重量が一見して明らかであるもの」

「その重量が一見して明らかなもの」とは、丸太、石材、鉄骨材等のように外観より重量の推定が可能であるものをいう⁴。

⁸ 国土交通省（平成 17 年 3 月 30 日）「政策群「安全かつ効率的な国際物流の実現」に関する関係省庁調整会議が安全かつ効率的な国際物流の実現のための施策パッケージを策定しました」（https://www.mlit.go.jp/kisha/kisha05/15/150330_.html）の別紙 1「安全かつ効率的な国際物流の実現のための施策パッケージ」においても、「国際海上コンテナは開封せずに輸送することから、コンテナ内の貨物の積付け・固縛の不良を陸上輸送時に把握することは極めて困難な状況である。積付け・固縛の不良は、積荷のコンテナ内の移動による破損等やコンテナドア開放時の貨物の荷崩れ事故につながるとともに、偏過重や積載バランスの不良（片荷や高重心）による操縦安定性の低下をもたらす、横転事故等につながる危険性が高い。」との記載あり。

1.5 適用範囲

本法では、第 115 条に、鉱山における保安及び船員に対する（一部）適用除外規定が置かれている。

（適用除外）

第百十五条 この法律（第二章の規定を除く。）は、鉱山保安法第二条第二項及び第四項の規定による鉱山における保安については、適用しない。

2 この法律は、船員法(昭和二十二年法律第百号)の適用を受ける船員については、適用しない。

その代わり、鉱山における保安に対しては鉱山保安法(昭和 24 年 5 月 16 日法律第 70 号)、船員に対しては船員法（昭和 22 年 9 月 1 日法律第 100 号）が適用される。

1.5.1 鉱山に対する適用

この「保安」には、安全に係る事項は原則として含まれるが、衛生に係る事項は、通気を除き、一般には含まれていないものと解されている。即ち、鉱山に対しては、本法は原則として通気を除く衛生に係る事項についてのみ適用されることとなる⁹。

本条が鉱山に関して適用されるかが問題となるが、思うに、鉱山とは場の概念であるから、本法中保安に係る事項のうち場に対して適用されるものや、鉱山の内部で完結するような事項に対して本法の規定を適用しないという趣旨と解される。「場」とは、本法の基本的な適用単位である「事業場」と同様に「工場、鉱山、事務所、店舗等のごとく一定の場所において相関連する組織のもとに継続的に行なわれる作業の一体」¹⁰と定義できるだろう。したがって、保安に関する事項であっても、本条のように場を超えて荷役や輸送の安全を確保するための規定は鉱山における行為にも適用されるものと思われ、例えば鉱山から貨物を発送する場合においても、本条は適用されると解すべきだろう（「発送」に事業場構内における荷の移動は含まれないことは 1.4.1 節で述べたとおり。）。また、本条約(1.6.1 節参照)に鉱山等についての特例等を認める規定が含まれていないこと、鉱山保安法に本条のような重量表示規定がないこと等も、鉱山において貨物を発送する行為に本条を適用することを要請していると思われる。

1.5.2 船員に対する適用

本条が船員に関して適用されるかということについては、思うに、本法を船員に対して適用しないというのは、本法の適用において船員を労働者とみなさないということである

⁹ 労働調査会出版局編『改訂 5 版 労働安全衛生法の詳解—労働安全衛生法の逐条解説』（労働調査会，2020 年）1046 頁

¹⁰ 昭和 47 年 9 月 18 日付け発基第 91 号「労働安全衛生法の施行について」（https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tb2042&dataType=1）記の第二の三

から、事業者と労働者との使用従属関係を軸とする第 20 条から第 27 条まで¹¹をはじめとする規定は船員に適用されないが（事業場内に船員以外の労働者がいる場合はその限りで当然適用される。）、本条のように不特定多数の労働者を保護するために設けられた規定については、船員に対する適用除外は問題とはならないだろう。

1.6 船舶ニ依り運送セラルル重包装貨物ノ重量標示ニ關スル條約（ILO 第 27 号条約）

本条は、船舶ニ依り運送セラルル重包装貨物ノ重量標示ニ關スル條約（第 27 号, Convention concerning the Marking of the Weight on Heavy Packages Transported by Vessels, 1929）の国内担保法である。

なお、国際労働基準の適用監視の概要と関係資料へのアクセス方法は、3 節（付録）に掲載したので必要に応じて参照されたい。

本節は西暦表記とする。

1.6.1 概要

本条約は、ジュネーヴで行われた第 12 回国際労働会議（International Labour Conference, 以下「総会」という。）で審議され、1929 年 6 月 21 日午前の総会第 25 次会议の最終評決において 98 対 24 で賛成が上回り採択されたものである¹²。

本条約は、1932 年 3 月 9 日に効力発生、日本では 1931 年 2 月 20 日に批准、同年 3 月 16 日に批准登録、同年 3 月 25 日に公布され、1932 年 3 月 9 日に国内効力発生となっている⁶。

本条約の英語正文¹³は次のとおりである。日本語訳は、ILO 駐日事務所のウェブサイト¹⁴及び外務省の定訳⁶を参照されたい。

¹¹ ただし、建設アスベスト訴訟（神奈川第 1 陣）事件（最 1 小判令和 3 年 5 月 17 日最高裁判所民事判例集 75 巻 5 号 1359 頁。アスベストばく露による被災者への保護具の「装着させ」やアスベストのリスクの揭示や表示による伝達にかかる国の規制権限不行使について判断する中で、職場環境整備や物の安全確保を目的とした規定は建設業一人親方も保護対象とする旨を述べた）を受けて、法第 22 条と関係する 11 の省令改正（建設業事業者に対し、同じ建設現場で働くか、そこに出入りするが、雇用関係にない一人親方等を保護対象として、指揮命令関係がなくても講ずべき措置を段階的に規定する等）を予定している（三柴丈典注記）。

¹² 内務省社会局『1930 年第 12 回国際労働總會報告書』p.197

¹³ International Labour Organization－NORMLEX－C027 - Marking of Weight (Packages Transported by Vessels) Convention, 1929 (No. 27) (https://www.ilo.org/dyn/normlex/en/f?p=1000:12100:0::NO::P12100_ILO_CODE:C027, 2022 年 11 月 3 日閲覧)

¹⁴ International Labour Organization－ILO 駐日事務所－1929 年の重量標示（船舶運送の包装貨物）条約（第 27 号）(https://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-conventions/WCMS_239152/lang--ja/index.htm, 2022 年 11 月 3 日閲覧)

Convention concerning the Marking of the Weight on Heavy Packages Transported by Vessels, 1929 (No. 27)

Preamble

The General Conference of the International Labour Organisation,
Having been convened at Geneva by the Governing Body of the International Labour Office, and having met in its Twelfth Session on 30 May 1929, and
Having decided upon the adoption of certain proposals with regard to the marking of the weight on heavy packages transported by vessels, which is included in the first item of the agenda of the Session, and
Having determined that these proposals shall take the form of an international Convention,
adopts this twenty-first day of June of the year one thousand nine hundred and twenty-nine the following Convention, which may be cited as the Marking of Weight (Packages Transported by Vessels) Convention, 1929, for ratification by the Members of the International Labour Organisation in accordance with the provisions of the Constitution of the International Labour Organisation:

Article 1

1. Any package or object of one thousand kilograms (one metric ton) or more gross weight consigned within the territory of any Member which ratifies this Convention for transport by sea or inland waterway shall have its gross weight plainly and durably marked upon it on the outside before it is loaded on a ship or vessel.
2. In exceptional cases where it is difficult to determine the exact weight, national laws or regulations may allow an approximate weight to be marked.
3. The obligation to see that this requirement is observed shall rest solely upon the Government of the country from which the package or object is consigned and not on the Government of a country through which it passes on the way to its destination.
4. It shall be left to national laws or regulations to determine whether the obligation for having the weight marked as aforesaid shall fall on the consignor or on some other person or body.

Article 2

The formal ratifications of this Convention under the conditions set forth in the Constitution of the International Labour Organisation shall be communicated to the Director-General of the International Labour Office for Registration.

Article 3

1. This Convention shall be binding only upon those Members whose ratifications have been registered with the International Labour Office.

2. It shall come into force twelve months after the date on which the ratifications of two Members of the International Labour Organisation have been registered with the Director-General.

3. Thereafter, this Convention shall come into force for any Member twelve months after the date on which its ratification has been registered.

Article 4

As soon as the ratifications of two Members of the International Labour Organisation have been registered with the International Labour Office, the Director-General of the International Labour Office shall so notify all the Members of the International Labour Organisation. He shall likewise notify them of the registration of ratifications which may be communicated subsequently by other Members of the Organisation.

Article 5

1. A Member which has ratified this Convention may denounce it after the expiration of ten years from the date on which the Convention first comes into force, by an act communicated to the Director-General of the International Labour Office for registration. Such denunciation shall not take effect until one year after the date on which it is registered with the International Labour Office.

2. Each Member which has ratified this Convention and which does not, within the year following the expiration of the period of ten years mentioned in the preceding paragraph, exercise the right of denunciation provided for in this Article, will be bound for another period of ten years and, thereafter, may denounce this Convention at the expiration of each period of ten years under the terms provided for in this Article.

Article 6

At such times as it may consider necessary the Governing Body of the International Labour Office shall present to the General Conference a report on the working of this Convention and shall examine the desirability of placing on the agenda of the Conference the question of its revision in whole or in part.

Article 7

1. Should the Conference adopt a new Convention revising this Convention in whole or in part, the ratification by a Member of the new revising Convention shall ipso jure involve denunciation of this Convention without any requirement of delay, notwithstanding the provisions of Article 5 above, if and when the new revising Convention shall have come into force.

2. As from the date of the coming into force of the new revising Convention, the present Convention shall cease to be open to ratification by the Members.

3. Nevertheless, this Convention shall remain in force in its actual form and content for

those Members which have ratified it but have not ratified the revising convention.

Article 8

The French and English texts of this Convention shall both be authentic.

このように、本条約第 1 条第 1 項では、1 トン以上の貨物が船舶に積載される前に重量が表示されていなければならないと定められているだけであり、第 4 項では「重量標示の義務が発送者又はその他の個人若しくは団体のいずれに属すべきかは各国の法令においてこれを決定することができる」とされている。したがって、本条約に基づく重量表示の措置義務者は条約で規定されるわけではなく、それをいかにするかは批准した各国の国内法令に委ねられている。

しかし、これは各国が措置義務者を恣意的に決められるということではなく、各国が、本条約の目的を確実に達成できるよう、国内事情に鑑み、措置義務者（名宛人）を適確に設定する責任を負っているものと解すべきだろう。

1.6.2 採択までの審議経過

この項（1.6.2 節）は、内務省社会局『1930 年第 12 回国際労働總會報告書』に基づくものであるが、1.6.2.2 節以降は、同書の記述の一部を抜き出して概ね時系列に整理し、わかりやすさのため原則として現代語化し、また若干の字句の意識等を行ったものである。

殆ど転載した部分も多いが、同書がほぼ議事録の体裁をとり、句読点のない旧字旧仮名遣で書かれ、要所を容易に参照しにくいような章立てがなされているため、ここに改めて必要な箇所を抜き出して紹介するため、敢えてこのような方法をとることとした。

1.6.2.1 国際労働事務局からの質問書及び各国政府の回答書

国際労働機関第 11 回総会においては産業災害予防問題が大きく討議されたが、この問題については、第 12 回総会において引き続き討議して最終決定を行うため、第 11 回総会の後、国際労働事務局から各国政府に質問書が送付された¹⁵。この質問書の中には「船舶により輸送される重包装貨物にその重量を記載することを荷送人に対し強制する条約又は勧告に賛成するか」及び「賛成の場合は一定限度以上は貨物に重量を記載することとするがその限度はどうするか」という旨の質問が含まれていた¹⁶。

これに対する各国政府の回答の概要は概ね次のとおりであった¹⁷。

船舶により輸送される重包装貨物にその重量を記載することを荷送人に対し強制する条約又は勧告に賛成するか	
賛成	多数
反対	カナダ・ケベック州
効果を疑問	オーストリア、スウェーデン

¹⁵ 内務省社会局『1930 年第 12 回国際労働總會報告書』pp.73-74

¹⁶ 内務省社会局『1930 年第 12 回国際労働總會報告書』pp.79-80

¹⁷ 内務省社会局『1930 年第 12 回国際労働總會報告書』pp.100-102

視	
貨物に重量を記載すべき対象貨物の重量	
2000kg 以上	アイルランド
1500kg 以上	チェコスロヴァキア、ドイツ
1000kg 以上	ベルギー、デンマーク、フィンランド、フランス、イギリス、インド、ラトヴィア、ノルウェー、スウェーデン
500kg 以上	オランダ
150kg 以上	エストニア
100kg 以上	ポルトガル
なお、ドイツ及びチェコスロヴァキアは、内水港において取り扱われる包装貨物については海港よりも通常使用されている起重機の能力が小さいことを挙げて重量を記載すべき限度を低下させるべきと主張した。	

1.6.2.2 国際労働事務局の条約案草案

国際労働事務局は、これらの回答を基礎として、次の条約案の草案を作成し、第 12 回総会に提出した¹⁸。

船舶ニ依リ輸送セラルル重包装貨物ノ重量ノ表示ニ關スル條約案草案 千「キログラム」（一「メートル」噸）以上ノ全重量ヲ有スル包装貨物又ハ物品ニシテ本條約ヲ批准スル締盟國ノ領土内ニ於テ發送セラレ海上、河川又ハ其ノ他ノ内地水路ニ依リ輸送セラルヘキモノニ對シテハ船舶ニ積込ム前ニ其ノ全重量ヲ其ノ外部ニ明瞭ニ讀ミ易ク且耐久的ニ表示スヘシ 右ノ重量表示責任カ荷送主其ノ他ノ個人又ハ團體ノ何レニ屬スヘキヤニ付テハ各國ノ法令又ハ規則ニ於テ之ヲ定ムモノトス

1.6.2.3 災害予防委員会における審議¹⁹

1929 年 5 月 31 日午前の第 12 回総会第 3 次会议において、船舶により輸送される重包装貨物の重量の表示に関する条約案の件を含む産業災害予防問題を審議するため災害予防委員会の設置を決定し、同日午後の同第 4 次会议において同委員会の委員数を政府側 34 名、使用者側及び労働者側を各 17 名、合計 68 名と決定し、翌 6 月 1 日午前の同第 5 次会议において各委員を選任した^{20,21}。

同委員会は 1929 年 6 月 1 日から同月 17 日まで 13 回の会議を重ねたが、船舶により輸送される重包装貨物の重量の表示に関する条約案については、1929 年 6 月 15 日午前の同委員会第 12 次会议で審議が開始された。

¹⁸ 内務省社會局『1930 年第 12 回國際労働總會報告書』p.110

¹⁹ 内務省社會局『1930 年第 12 回國際労働總會報告書』pp.165-169

²⁰ 内務省社會局『1930 年第 12 回國際労働總會報告書』pp. 30-32

²¹ 内務省社會局『1930 年第 12 回國際労働總會報告書』p.112

ここでベルギーの使用者代表ジェラルが本件について「各国政府から勧告とすべきという回答が多い」「条約案を批准しない国があるときは荷役労働者が重量の記載なき包装貨物を条約案により表示すべき重量以下と誤解して災害を惹起するだろう」との旨を主張して条約ではなく勧告とすべきと提案し、加えて、アメリカ合衆国が ILO に加盟していないことによる困難に注意を喚起した。これに対し、ドイツの政府側顧問ファイグが「実際上の困難はそれほど大きいとは思われず、本条約案のような規定は他の措置と同様に港湾規則中に含めることができるだろう。」との旨述べた。

次に、ドイツの使用者側顧問クレディッツが「包装貨物に重量を表示することが安全を促進することは認めるが、実際上には幾多の困難があり、例えば本案中の『物品』(object) という語は木材貨物に適用すべきが如く思われるが、これは実行困難であることから、条約案とするよりも寧ろ勧告とするべきと思惟する」との旨述べ、オランダ使用者側代表レグートが「条約案として採択された場合は既に採択されている他の条約案と同様に多数の国の批准は他国の批准に依存することとなるべく多くの国は貿易がその国の港より奪われる場合には条約案を批准することを躊躇するであろうから、本案は勧告とするべきだ」と述べた。

イギリス使用者側顧問ベイレイが「本問題については条約案も勧告も採択することはできないと思惟する。提案の目的は荷役労働者に対し一層大なる安全を確保することにあるがその効果は彼らの作業を一層危険にさせるだろう。また、実際上実施することができない幾多の理由があることから委員会は本問題を放棄すべきと思惟する」との旨を述べ、ベルギー政府側顧問ヴァンデワイヤーが「条約案はこれを批准した国の領土内において積み込まれた包装貨物に適用すべきことはわかるが、この領土内において卸された包装貨物にもまた適用するものとすれば、殆ど打開しがたい実際上の困難があるだろうと思料する」との旨を述べ、フランス労働者側顧問キーヤンは「労働者側は条約案に賛成である。これを実施するに当たっては困難があるだろうがそれは一切の条約案についても同様でありおそらく若干の国が実施し始めるときは他国もまた実施するようになるだろう」として条約案とすべきことを主張した。

次に、ドイツ政府側顧問ファイグが「今までに挙げられた実際上の困難は他の条約が直面するところよりも少ないだろうと思惟する」との旨を述べたところ、ベルギー使用者側代表ジェラルはファイグの意見に反対し、本案を勧告とすることに賛成である旨を述べた。

委員長は「事務局案によれば条約案を批准しかつ海上又は内地水路により包装貨物を発送する国の政府のみが重量表示に対し責任を有するものであり、他の国の政府はそうではない。換言すれば、通過国は責任がない」と説明したところ、ドイツ政府側顧問ファイグはこの意見に賛成せず「重量が表示されるか否かを検査する責任を有するべきなのは包装貨物が積み込まれた港湾の当局者であると思惟する。これは、保護されるべきなのは荷役労働者であることの当然の帰結である」と論じ、オランダ政府側顧問ショルテは委員長の

解釈に賛成し、ベルギー使用者側代表ジェラルは「これら 2 種の解釈はともに異なる理由のため実行不可能である。ともかく本問題は条約案とするには余りに複雑であることは明らかである」と述べ、委員長は自己の解釈を固執し「本提案にして採択されるならば起草委員会は誤解の余地のないようにこれを作成することを要す」と述べた。

このような議論を経て、条約案の代わりに勧告を採択すべきとするジェラルの提案が表決に付されたが、45 対 40 により否決された。

次に、ベルギー使用者側代表ジェラルは「又ハ物品」という語は昨年採択された質問書中に見られないこと及びこれは樹幹又はその他の木材貨物に適用されることを以て實際上著しい困難を生ずることを理由としてこれを削除することを提案したところ、委員長は「「包装貨物」(package) という語は包装された貨物に適用するのに対して「物品」(object) という語は包装されていない貨物に関係するものであるが、これには木材のようにバラ (loose articles) の貨物は含まれるものではないと思惟する」と述べ、「又ハ物品」の語を削除するという提案は、39 対 39 で不成立となった。

次に、日本政府側顧問木村清司が条約案第 1 項に「重量ヲ定ムルコト困難ナル特別ノ場合ニ於テハ當該國ノ法律ハ本規則ニ對スル例外ヲ認ムルコトヲ得」という字句を附加することを提案した。委員長はドイツ政府側顧問スティラーの質問に答え、「本案は全重量を明瞭に表示すべきことを提案するものにして概算重量の問題は存在しえない」と述べ、木村清司の修正案は 41 対 39 で否決された。

次に、ベルギー使用者側代表ジェラルが「其ノ他ノ個人又ハ團體」という字句を削除することを提案し、オランダ使用者側代表レグートは原荷送主以外の者の一切の責任を明瞭に排除する必要を力説したが、この提案は 43 対 39 で否決された。

次に、スウェーデン使用者側代表ラルソンが「本條約ハ之ヲ批准セサル國ヨリ發送セル通過貨物ニ適用セス」の 1 項を附加することを提案した。委員長は「この修正案は實際上贅物でありかつ一般に起草委員会がこの点を明瞭にすることを希望している」と述べたところ、ベルギー労働者側顧問ボンダスが「この修正案は原文を制限するものであると思惟するが、起草委員会に期待するところは何なのか知りたい」と述べ、これに対して委員長は「この修正案は何ら原案を変更するものではないが故に起草委員会においてはこの趣旨を明らかにするべきである」と答えた。

次に、日本政府側顧問木村清司は議事録中に「日本政府は各国が本案の目的上その自国語を使用する自由を有するべきものと思惟する」旨を記載することを希望した。

委員長はもはや修正案がないことを以て本条約案は事務局原案どおり採択されたと認めると認める旨を述べた。

1.6.2.4 災害予防委員会が決定した条約案²²

船舶ニ依リ輸送セラルル重包装貨物ノ重量ノ表示ニ關スル條約案草案

²² 内務省社會局『1930 年第 12 回國際労働總會報告書』p.182

千「キログラム」（一「メートル」噸）以上ノ全重量ヲ有スル包裝貨物又ハ物品ニシテ本條約ヲ批准スル締盟國ノ領土内ニ於テ發送セラレ海上又ハ内地水路ニ依リ輸送セラルヘキモノニ對シテハ船舶ニ積込ム前ニ其ノ全重量ヲ其ノ外部ニ明瞭且耐久的ニ表示スヘシ

右ノ要件カ遵守セラルルカヲ遵守スルノ義務ハ専ラ重包裝貨物又ハ物品ノ發送セラレタル國ノ政府ニ存シ右ノモノカ其ノ目的地ニ達スル迄ニ通過スル國ノ政府ニ存セサルモノトス

右ノ重量表示責任カ荷送主其ノ他ノ個人又ハ團體ノ何レニ屬スヘキヤニ付テハ當該國ノ法令又ハ規則ニ於テ之ヲ定ムモノトス

1.6.2.5 総会における審議・採択²³

総会は、1929年6月19日午前の第21次会議において本条約案に関する審議を行った^{24,25}。

まず、委員会委員長兼報告委員であるイギリス政府側代表サー・マルコーム・デレヴィンニュが「条約案の趣旨につき何も言う必要はないと思うが、条約案は多数の国家が批准しなければその価値がないことから、条約案が総会で採択されるに至った場合には、可能な限り関係国が同時に批准するよう最善の努力をすべきものであると思惟する」旨を述べ、次に議長が本条約案について、日本政府から第 1 項に「精確ナル重量ヲ定ムルコト困難ナル例外的ノ場合ニ於テハ當該國ノ法令又ハ規則ハ概算重量ヲ表示スルコトヲ認ムルコトヲ得」の 1 項を加えるという修正案があったことを述べ、日本国政府側代表吉阪俊藏はこの修正案の提出理由を次のとおり述べた。

本修正案ノ目的トスル處ハ精確ナル重量ヲ定ムルニ由ナキ場合ニハ重包裝貨物ニ概算重量ヲ表示スルコトヲ認ムル例外ヲ規定セントスルニ在リ製造業者及廻送業者ヲシテ其ノ製造シ又ハ取扱フ重貨物ノ精確ナル重量ヲ確ムル爲何等ノ設備ヲ有セサル場合——極メテ稀ナルコトニシテモ——アリ得ヘシ

右ノ例外ノ實際的適用ハスル重貨物ヲ取扱フコト極メテ稀ニシテ從テ捲揚用機械ノ存在セサル河川又ハ湖水ニ於テ重貨物ヲ一地點ヨリ他ノ地點ヘ輸送スル場合ニ限ラルヘシ例ヘハ記念碑、庭園等ニ使用スル爲遠隔ノ山腹ヨリ採取セル石ヲ手近ニ計量機ナキ場所ニ於テ運搬スル場合ノ如キ其ノ一例ナリ

吾人ハスル例外ヲ明瞭ニ認ムルニ非サレハ多數ノ國ノ批准ヲ得ルニ付困難存スヘシト信ス條約案ノ條文ヲ嚴守スルコトハ現在ノ儘ニテハ明カニ不可能ナリ吾人カ本修正案ヲ提出スルノ意向ハ根本的の原則ヲ損フコトナクシテ能フ限り條約案ノ條文ヲ遵守セシメントスルニ在リ本項ノ挿入ニ依リテ安全ノ程度カ低減セラレサルヤヲ虞ルル要ナシ右ハ却テ批准ノ可能性ヲ増加シ斯クテ條約案ノ終極目的タル安全原則ノ實際的適用ヲ促進ス

²³ 内務省社會局『1930 年第 12 回國際勞働總會報告書』pp.193-197

²⁴ 内務省社會局『1930 年第 12 回國際勞働總會報告書』pp.183-184

²⁵ 内務省社會局『1930 年第 12 回國際勞働總會報告書』p.113

右ノ事情ニ基キ余ハ總會ニ對シ本修正案ノ重要性ヲ考慮シ且之ヲ條約案ノ本文中ニ挿入
スヘイトスル吾人ノ提案ヲ支持センコトヲ要求ス

ドイツ政府側顧問ファイグは「本条約案はドイツ政府の発案によるものであり、實際上の結果を得るためには勧告では不十分であり条約案の必要がある」とし更に「これに関し重要な問題はこれらの措置の実行について責任ある国がどこになるかという問題であるが、委員会は重包装貨物又は物品が初めて発送される国が責任を有すべきことを提案したが、私としては、重包装貨物又は物品が船舶に積み込まれかつこれらの措置により労働者が保護されるべき国に責任を課することが一層理論的であると思惟する」旨を述べ、ベルギー使用者側代表ジェラルは「使用者団を代表して本条約案のような条約案の成功は多数の国の同時的批准を得ることに依存するが、これはアメリカ合衆国のような極めて重要な国が批准しないだろうことからして極めて困難になるだろう」として更に「多くの国は自国の諸港に利害関係があることを以て本条約案を批准することを躊躇するだろうし、他方、非海運国は提案の保護措置について自国労働者に直接の関係がないことを以てこれを批准しないだろう」として本条約案を否決すべきと主張した。

フランス政府側代表フォンテーヌは「私は修正案については賛否いずれの投票をもしない。思うに、この修正案が採択されてもされなくても実際上には変化がないだろうからである。原案は決して精確な重量を表示することを要求するものではなく、一切の事情を考えると精確なる重量を表示することを期待することは合理的でも可能でもない。従って修正案が採択されても実際上には変化はない。」と述べ、イギリス使用者側顧問ジェンキン・ジョーンズはジェラルの意見に附言して「原案によれば重量表示の責任は荷送主にあるが、荷送主はどの国のどの市町村にもあちらこちらに散在しているから、このような規定は全く実施しがたいものであると思惟する。他方で、ある場合には重包装貨物に精確な重量を表示することは不可能であり日本政府の修正案は原案がいかに実行しがたいかを示すものであり、なお精確な重量を表示することができない場合に概算重量を表示することは表示がないよりも却って危険である。」として条約案に反対し、オランダ政府側代表ノーレンスは、ジェラルが非海運国は提案のような保護措置について自国労働者に直接関係が無いから本条約案を批准しないだろうと述べたことに対して、「各国間の連帯に訴えなければならぬ」とし、更に「本条約案については他の条約案よりも一層一般的に批准される必要があることから、本条約案の標準規定中には条約が効力を発生するのに必要な批准数を多くし、又は本条約案を実施するためには各締盟国間に特惠条約を締結することを要することとするべきである」とし、最後に「本条約案は決して科学的に精確な重量を表示することを要求するものではなく、近似重量を要求するに過ぎないものであるが、なおこの点についての懸念を除去し条約案を批准、そしてその実際上の適用を一層容易にするため日本政府の修正案を受け入れることを望まぬと思惟する」旨述べた。ここで日本政府の修正案を表決に付したところ、80 対 3 で可決された。

次に、その修正された条約案全体について採決したところ、82 対 24 で可決され、一旦起草委員会に附議した後、総会に上程した。

本案は、その後 1929 年 6 月 21 日午前の総会第 25 次会议において最終表決に付され、その結果 98 対 24 を以て採択された。

1.6.3 批准国

国際労働機関の公式ウェブサイト（2022 年 11 月 3 日閲覧）²⁶によれば、66 か国が本条約を批准しているが、このうち南アフリカ共和国では未発効であり²⁷、デンマークのうちグリーンランドには適用されていない²⁸。

図 2 に、本条約の批准状況を世界地図で表した（試作）。

1.6.4 日本に対する適用監視

本条約の年次報告等で使用されている指定様式²⁹の質問事項の概要は表 1 のとおりである。

表 1 ILO 条約第 27 号に関する報告のための指定様式の各設問内容の概要等 29

問	各設問内容の概要
I	本条約実施のための国内法令のリスト、条約批准のための国内法令の整備状況
II	本条約第 1 条各項の実施のための国内法令の整備その他の措置の具体的な内容、国内効力発生のための憲法上の根拠、本条約の適用範囲及び適用に関する特例措置、関係者への周知並びに実効性確保のための措置（監督、罰則など）に関する状況、CEACR 又は CAS から指示を受けた事項に関する報告事項及び対応状況
III	本条約の国内実施法令を所管する監督組織と監督実施方法
IV	本条約の関係事項に関する裁判所等の判決の有無（ある場合はその判決文）
V	監督実施状況に関する一般的評価

²⁶ International Labour Organization – NORMLEX – Ratifications of C027 - Marking of Weight (Packages Transported by Vessels) Convention, 1929 (No. 27) (https://www.ilo.org/dyn/normlex/en/f?p=1000:11300:0::NO:11300:P11300_INSTRUMENT_ID:312172, 2022 年 11 月 3 日閲覧)

²⁷ International Labour Organization – NORMLEX – Ratifications for South Africa (https://www.ilo.org/dyn/normlex/en/f?p=NORMLEXPUB:11200:0::NO::P11200_COUNTRY_ID:102888, 2021 年 12 月 29 日閲覧)

²⁸ International Labour Organization – NORMLEX – Ratifications for Greenland (https://www.ilo.org/dyn/normlex/en/f?p=1000:11200:0::NO:11200:P11200_COUNTRY_ID:103695, 2021 年 12 月 29 日閲覧)

²⁹ International Labour Organization – NORMLEX – Report Form for the marking of weight convention, 1929 (No. 27) (https://www.ilo.org/dyn/normlex/en/f?p=NORMLEXPUB:51:0::NO:51:P51_CONTENT_REPOSITORY_ID:2542988:NO)

VI	この報告の写しの労使団体への送付状況、本条約の実施に関する労使の意見
備考	条約の批准後初めての報告では詳細な報告が必要である。その後の報告では通常、従前との異同のほか、統計、監督実施状況、司法・行政上の決定、労使団体への写しの送付状況及び労使団体の意見への回答 CEACR や CAS から指示を受けた事項への回答等を記載することになっている（本様式中にこの旨記載）。

日本は、最近では 2007 年³⁰、2008 年、2009 年³¹及び 2012 年³²に本条約の適用状況に関する年次報告書を提出しているため、以下簡単に、これらの内容についての日本国内での検討状況及び CEACR の審査状況を見ていく。

2007 年 9 月の第 9 回 ILO 懇談会において、本条約に関する 2007 年日本政府年次報告案（表 2）（報告書の正式提出版は筆者による拙い調査では不見当であった。）について検討されたが、その際、日本労働組合総連合会（略称 連合）による意見書³³（表 3）が提出された（使用者側（経団連）からは意見なし。）。

表 2 2007 年日本政府年次報告案（ILO 第 27 号条約，1998 年 6 月 1 日～2007 年 5 月 31 日）の内容（設問別）

問	内容
I	前回報告に追加すべき事項なし。
II	前回報告に追加すべき事項なし。
III	監督組織については、2007 年 5 月 31 日現在、労働基準監督署の数が 323 署、他に支署が 4 署、労働基準監督官の数が 3,832 人、産業安全専門官の数

³⁰ 2007 年日本政府年次報告案（ILO 第 27 号条約，1998 年 6 月 1 日～2007 年 5 月 31 日）（<https://www.mhlw.go.jp/shingi/2007/09/dl/0912-12d.pdf>），リンク元は、厚生労働省－国際課－第 9 回 ILO 懇談会議事次第（<https://www.mhlw.go.jp/shingi/2007/09/0912-12.html>）

³¹ International Labour Organization－NORMLEX－Observation (CEACR) - adopted 2009, published 99th ILC session (2010)（https://www.ilo.org/dyn/normlex/en/f?p=1000:13100:0::NO:13100:P13100_COMMENT_ID,P13100_COUNTRY_ID:2308677,102729，2022 年 11 月 3 日閲覧）

³² International Labour Organization－NORMLEX－Direct Request (CEACR) - adopted 2013, published 103rd ILC session (2014)（https://www.ilo.org/dyn/normlex/en/f?p=1000:13100:0::NO:13100:P13100_COMMENT_ID,P13100_COUNTRY_ID:3150397,102729，2022 年 11 月 3 日閲覧）

³³ 日本労働組合総連合会「日本における 27 号条約の適用に関する意見」（2007 年 9 月）（<https://www.mhlw.go.jp/shingi/2007/09/dl/0912-12n.pdf>），リンク元は、厚生労働省－国際課－第 9 回 ILO 懇談会議事次第（<https://www.mhlw.go.jp/shingi/2007/09/0912-12.html>）

	が 390 人となっている。
IV	前回報告に追加すべき事項なし。
V	前回報告に追加すべき事項なし。
VI	写し送付先： （使用者団体）日本経済団体連合会 （労働者団体）日本労働組合総連合会

表 3 日本労働組合総連合会「日本における〔ILO〕27 号条約の適用に関する意見」（2007 年 9 月）

日本における 27 号条約の適用に関する意見

2007 年 9 月

日本労働組合総連合会

1966 年のコンテナ船就航以来、世界の物流は個品輸送からコンテナ輸送に切り替わった。1931 年に 27 号条約が批准された当時と比べて荷役作業形態がコンテナ化により大幅に変化したものの、港湾労働の中で重量貨物（1 トン以上）の取扱作業は依然として残っている。

27 号条約並びに関連する国内法規が、港湾運送事業者、港湾労働者、港湾労働組合に周知徹底されているかどうかは、極めて疑問である。

実際の港湾作業の中で、法律がどのように遵守されているかについては不明であるが、港湾作業の中で、重包装貨物（1 トン以上）の重量表示は概ね行われているようである。

本条約や国内法規の遵守は、貨物の所有者（荷主）、又は荷主から依頼されて貨物の梱包をする業者、貨物の輸送手続きを引き受ける海運貨物取扱業者（あるいはフォワーダー）が条約、規則を熟知し、貨物に対して重量表示を施さない限り困難であると考ええる。

前述の通り、輸出入貨物の多くがコンテナ化されていることから、個品貨物の重量チェックは不可能となっている。従って、この条約の主旨に合致させるためには、コンテナの外壁に重量（純トン、総トン）を表示すべきである。ISO 基準（30.48 トン）を超える重量の貨物が積み込まれていたため、コンテナの底板が抜ける事故が発生したこともある。

また、海上コンテナに重量表示がないことから、コンテナトラックの運転手は、積荷の中身や重さを知らされないまま運送していることが多い。このため、海上コンテナの陸送時に、トラックの運転手が過積載で摘発される事例も数多く見られる上、事故が起きた場合の責任は海上コンテナ運送業者と運転手に全面的に負わされる。

海上コンテナ貨物の安全輸送を確保するためには、個々の内蔵貨物の重量表示だけでは十分でない。輸送実態に合致した条約及び国内法規の整備が必要である。

以上

日本政府が連合のこの意見を 2007 年の年次報告に掲載して報告を行ったところ、CEACR は 2008 年の CEACR 報告書³⁴において、日本政府に対し、コンテナ荷役等の現代的な荷役方法に対する本条約の実施のあり方及びそれに関する諸問題について、2008 年の CEACR の第 79 回会議に報告するよう要請した³⁵。

日本側は 2008 年 8 月の第 11 回 ILO 懇談会³⁶でこれを検討した。この時の 2008 年日本政府年次報告案（本条約，2007 年 6 月 1 日～2008 年 5 月 31 日）³⁷の概要は表 4 のとおりである。

表 4 2008 年日本政府年次報告案（ILO 第 27 号条約，2007 年 6 月 1 日～2008 年 5 月 31 日） 37 の概要（設問別）

問	内容（概略）
I	前回報告に追加すべき事項なし。
II	（2007 年の CEACR からの直接要請への回答として）安衛法第 35 条のコンテナへの適用については、最大積載重量の表示で足りる旨通達しており、これは実際の重量が表示より重いことによる労働災害を防止するにはこれで十分だからである。しかし、国際海上コンテナの陸上輸送については、コンテナ総重量等の正確な情報がトラック運転者に伝達されない等による危険を防止するため、関係省庁と「国際海上コンテナの陸上における安全輸送ガイドライン」を策定して普及に努めている。
III	〈略〉

³⁴ International Labour Organization—Report of the Committee of Experts on the Application of Conventions and Recommendations, 2008—Part 1A（総合報告及び特定の国々に対する意見（observation））（[https://www.ilo.org/public/libdoc/ilo/P/09661/09661\(2008-97-1A\).pdf](https://www.ilo.org/public/libdoc/ilo/P/09661/09661(2008-97-1A).pdf)），日本の ILO 第 27 号条約の適用状況に関する意見は 690 頁，リンク元：Information and reports on the application of Conventions and Recommendations（<https://www.ilo.org/public/libdoc/ilo/P/09661/>）

³⁵ International Labour Organization—NORMLEX—Observation (CEACR) - adopted 2007, published 97th ILC session (2008)（https://www.ilo.org/dyn/normlex/en/f?p=1000:13100:0::NO::P13100_COMMENT_ID,P13100_LANG_CODE:2279049,en:NO，2022 年 11 月 3 日閲覧）

³⁶ 厚生労働省—ILO 懇談会（https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-kokusai_128277.html，2022 年 11 月 3 日閲覧）—第 11 回（2008 年 8 月 29 日）議事要旨及び資料参照

³⁷ 2008 年日本政府年次報告案（ILO 第 27 号条約，2007 年 6 月 1 日～2008 年 5 月 31 日）（<https://www.mhlw.go.jp/shingi/2008/08/dl/s0829-14b.pdf>），リンク元は、厚生労働省—国際課—第 11 回 ILO 懇談会議事次第（<https://www.mhlw.go.jp/shingi/2008/08/s0829-14.html>）

IV	前回報告に追加すべき事項なし。
V	前回報告に追加すべき事項なし。
VI	写し送付先： （使用者団体）日本経済団体連合会 （労働者団体）日本労働組合総連合会

「国際海上コンテナの陸上における安全輸送ガイドライン」³⁸は、国土交通省に事務局に置く 7 省庁の調整会議が、2005 年に策定した「安全かつ効率的な国際物流の実現のための施策パッケージ」³⁹にもとづき、ワーキンググループを設置して策定したもので、国際海上コンテナの陸上安全輸送対策の強化のため、荷主、外航船舶運航事業者、ターミナルオペレーター、取次事業者（自己の名で有償で運送の仲介を行う事業者）等、海運貨物取扱事業者及び利用運送事業者（自ら運送手段を持たず、他者の運送手段を利用して有償で運送を行う事業者）、トラック事業者、運転者がそれぞれ取り組むことが望ましい措置が記載されている。

第 11 回 ILO 懇談会では、この年次報告案に対して、労働者側（連合）は「国際海上コンテナの陸上における安全輸送ガイドラインが出た後も、事故が発生しており、対応として不十分。ガイドラインに強制力をもたせるべき。」⁴⁰と主張し、この会議で表 5 の意見書⁴¹が配布された（使用者側からは意見なし。）。

表 5 日本労働組合総連合会「第 27 号条約の適用に関する意見」（2008 年 8 月）⁴¹

第 27 号条約の適用に関する意見	
船舶に依り運送せらるる重包装貨物の重量表示に関する条約（1929 年）	
	2008 年 8 月 29 日
	日本労働組合総連合会
質問 II について	
政府指摘のように、2005 年 12 月、「国際海上コンテナの陸上における安全輸送ガイドライン」が発出され、関係団体および関係事業者等がガイドラインの普及に努めてい	

³⁸ 「国際海上コンテナの陸上における安全輸送ガイドライン」（平成 25 年 6 月）（https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03container/data/guideline2016_06.pdf）

³⁹ 国土交通省（2005 年 3 月 30 日）「政策群「安全かつ効率的な国際物流の実現」に関する関係省庁調整会議が安全かつ効率的な国際物流の実現のための施策パッケージを策定しました」（https://www.mlit.go.jp/kisha/kisha05/15/150330_.html, 2022 年 11 月 3 日閲覧）

⁴⁰ 厚生労働省－国際課－第 11 回 ILO 懇談会議事要旨（<https://www.mhlw.go.jp/shingi/2008/08/s0829-15.html>, 2022 年 11 月 3 日閲覧）

⁴¹ 日本労働組合総連合会「第 27 号条約の適用に関する意見」（2009 年 10 月 2 日）（<https://www.mhlw.go.jp/shingi/2009/10/dl/s1002-10j.pdf>），リンク元は、厚生労働省－国際課－第 13 回 ILO 懇談会資料（<https://www.mhlw.go.jp/shingi/2009/10/s1002-10.html>）

るが、ガイドライン発出後においても国際海上コンテナ輸送中のトレーラー横転による死亡事故等が発生し、ガイドラインに基づく確実な取組がなされていない事例が多く見受けられる。

このため、国土交通省による説明会の開催等、関係事業者に対するガイドラインの周知徹底を図ることになっているが、ガイドラインには拘束力も罰則規定もなく、国際海上コンテナ輸送中の事故防止対策としては不十分である。国際海上コンテナにおける発荷主の過積載や積み付け不具合（片荷）、品名（貨種）詐取などを防止し、荷主による情報開示を義務付け、貨物情報を関係者が共有するためには、強制力を持たせた法制化が不可欠である。

さらに、海外における貨物の積み付け不良や危険物表示の不備は国内法の適用外であるため、国際的な安全対策や基準作りが欠かせない。ITF（国際運輸労連）は日本の港湾労組の強い要望を受け、2008 年 6 月の国際会議において、コンテナ貨物の安全輸送に関する問題を協議する場を設置するよう、ILO に要請することを決議した。

世界の物流がコンテナ輸送に切り替わって以来、ILO27 号条約は荷役作業形態に十分、適応しているとは言い難く、早急にコンテナ輸送に対応した新条約作りに取り掛かるべきである。

以上

2009 年の CEACR 報告書⁴²には日本における本条約の適用に関する意見は不見当であるが、2009 年も本条約に関する日本政府年次報告（2008 年 6 月 1 日～2009 年 5 月 31 日）⁴³がなされた。政府は同報告案で、設問 II への回答を「2009 年 8 月 28 日に公表した「国際海上コンテナの陸上における安全輸送ガイドラインの取組状況等に関する実態調査」⁴⁴によれば、トラック事業者がコンテナ輸送時に経験した安全上の問題は、ガイドライン発出後は発出前と比較して、減少している。」としたため、第 13 回 ILO 懇談会で労働者側（連合）は「政府は「国際海上コンテナの陸上における安全輸送ガイドラインの取り組み状況等に関する実態調査」にて、安全上の問題は減っていると述べているが、重大事故は頻発している。ガイドラインに基づく確実な取り組みが重要であり、この点ガイドラインに強制力

⁴² International Labour Organization—Report of the Committee of Experts on the Application of Conventions and Recommendations, 2009—Part 1A（総合報告及び特定の国々に対する意見（observation））（[https://www.ilo.org/public/libdoc/ilo/P/09661/09661\(2009-98-1A\).pdf](https://www.ilo.org/public/libdoc/ilo/P/09661/09661(2009-98-1A).pdf)）

⁴³ 2009 年日本政府年次報告案（ILO 第 27 号条約，2008 年 6 月 1 日～2009 年 5 月 31 日）（<https://www.mhlw.go.jp/shingi/2009/10/dl/s1002-10b.pdf>）

⁴⁴ 国土交通省自動車交通局（2009 年 8 月 28 日）「国際海上コンテナの陸上における安全輸送ガイドラインの取組状況等に関する実態調査」（<https://www.mlit.go.jp/common/000047992.pdf>）

がないのが問題である。また、世界の物流がコンテナ輸送に切り替わっている中、27 号条約が実態に十分に対応しているとは言い難い。ILO は、早急にコンテナ輸送に対応した新条約作りに取り掛かるべきであると考え。」と批判した。この時連合は 2008 年の意見書に加筆した意見書⁴⁵を提出したので、2009 年日本政府年次報告にこれが掲載された。これについて CEACR は 2010 年の CEACR 報告書で再びこの問題についての意見⁴⁶を掲載し、その中で日本政府に対し、引き続きコンテナ等の現代的荷役方法に関する本条約実施上の困難と事故防止のため講じる措置の報告を求めた。

その後、2012 年に再び日本政府は本条約についての年次報告（2009 年 6 月 1 日～2012 年 5 月 31 日）を行った。同報告案⁴⁷について議論された第 19 回 ILO 懇談会では、連合から「コンテナ貨物への重量標示記載を義務付けることや、海上コンテナ貨物の安全輸送確保に向けた、条約など国際基準の強化と拘束性ある国内法整備を早期に実現してもらいたい。」との意見があり、政府側は「労働安全衛生法第 35 条において、コンテナの最大積載重量の表示が義務付けられており、これは条約基準に適合したものと理解している。また、コンテナ情報の伝達やトラック事業者の遵守事項を定めた「国際海陸一貫運送コンテナの自動車運送の安全確保に関する法律案」が 3 月 6 日に閣議決定され、今国会に提出されている。」と回答した（使用者側からは意見なし。）⁴⁸。この時も連合が意見書を提出している⁴⁹。この連合意見が掲載された 2012 年日本政府年次報告に対し、CEACR は直接要請 32

⁴⁵ 日本労働組合総連合会「第 27 号条約の適用に関する意見」（2009 年 10 月 2 日）（<https://www.mhlw.go.jp/shingi/2009/10/dl/s1002-10j.pdf>），リンク元は、厚生労働省－国際課－第 13 回 ILO 懇談会議事次第（<https://www.mhlw.go.jp/shingi/2009/10/s1002-10.html>）

⁴⁶ International Labour Organization－Report of the Committee of Experts on the Application of Conventions and Recommendations, 2010－Part 1A（総合報告及び特定の国々に対する意見（observation））（[https://www.ilo.org/public/libdoc/ilo/P/09661/09661\(2010-99-1A\).pdf](https://www.ilo.org/public/libdoc/ilo/P/09661/09661(2010-99-1A).pdf)），日本の ILO 第 27 号条約の適用状況に関する意見は 751 頁，リンク元：Information and reports on the application of Conventions and Recommendations（<https://www.ilo.org/public/libdoc/ilo/P/09661/>）

⁴⁷ 2012 年日本政府年次報告案（ILO 第 27 号条約，2009 年 6 月 1 日～2012 年 5 月 31 日）（<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000002yy2i-att/2r9852000002z0cs.pdf>）

⁴⁸ 厚生労働省－国際課－2012 年 9 月 4 日第 19 回 ILO 懇談会議事要旨（<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000002yxyy.html>，2022 年 11 月 3 日閲覧）

⁴⁹ 日本労働組合総連合会「日本政府年次報告「ILO 第 27 号条約（船舶により運送される重包装貨物の重量標示に関する条約）」（1932 年）の適用に関する日本労働組合総連合会からの意見」（2012 年 8 月 17 日）（<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000002yy2i-att/2r9852000002z0f1.pdf>），リンク元は、厚生労働省－国際課－第 19 回 ILO 懇談会資料（<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000002yy2i.html>）

により、日本政府に対し、本条約に関係する国内法令により重量表示の義務者を明示するとともに、連合が提起した懸念に関連し、条約の実施及び労働災害防止のため講じた措置に関するあらゆる情報を報告するよう求めた。日本政府は、次回は 2025 年に本条約に関する年次報告を行うこととなっている⁵⁰。

国際海陸一貫運送コンテナの自動車運送の安全確保に関する法律案は、第 174 回国会（2010 年）、第 180 回国会（2012 年）に国会に提出されたがいずれも審議未了で廃案となった。同法案については、全日本トラック協会⁵¹など事業者団体からも政府に対して成立の要望がなされていたものである。

その後、国際海上コンテナの荷役安全の問題については、日本が批准している SOLAS 条約の改正及びその国内実施法である船舶安全関係省令の改正という形で一定の対処がなされた⁵²。即ち、2016 年 7 月 1 日発効の改正 SOLAS 条約で一定の大きさ以上のコンテナ総重量の正確な証明等を義務付ける国際海上輸出コンテナ総重量確定制度⁵³が導入されたことにより、法令の整備としては一定の改善がなされたものと思われる（1.9.1 節参照）。なお SOLAS 条約改正における ILO の貢献状況については本稿では未調査である。

1.6.5 改正の必要性の決定

本条約は、国際労働基準の見直しのため開催されたいわゆるカルティエ委員会（1995～2002 年）⁵⁴において、改正の必要があるとされ、理事会でもこれが決定されているが、未だ改正に向けた詳細な議論には至っていない^{55,56}。

⁵⁰ International Labour Organization－NORMLEX－Reports requested and replies to C EACR comments: C027 - Marking of Weight (Packages Transported by Vessels) Convention, 1929 (No. 27) (https://www.ilo.org/dyn/normlex/en/f?p=NORMLEXPUB:14001:0::NO:14001:P14001_INSTRUMENT_ID:312172:NO, 2022 年 1 月 8 日閲覧)

⁵¹ 公益社団法人全日本トラック協会「「国際海陸一貫運送コンテナの自動車運送の安全確保に関する法律案」の廃案に伴う要望書を提出」 (<https://jta.or.jp/ippan/onegai/kaikon2011.html>, 2022 年 11 月 3 日閲覧)

⁵² これらの動きについては物流 Weekly（2011 年 12 月 9 日）「「SOLAS 条約」改正の動き 船積み前の重量計測義務化へ」 (<https://weekly-net.co.jp/news/13869/>, 2022 年 11 月 3 日閲覧), GOTSU ニュース（2012 年 03 月 13 日）「【物流】国交省「国際海陸一貫運送コンテナの安全確保法案」閣議決定」 (<http://www.gotsu.co.jp/gotsu-news/entry/53934.html>, 2022 年 11 月 3 日閲覧) 等参照。

⁵³ 国土交通省－国際海上輸出コンテナ総重量確定制度（改正 SOLAS 条約関連） (https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_mn8_000008.html, 2022 年 11 月 3 日閲覧)

⁵⁴ International Labour Organization－Cartier Working Party - Working Party on Policy regarding the Revision of Standards (1995-2002)－Cartier Working Party conclusio

この時の議論⁵⁷では、本条約採択後における輸送方法の変化に伴う条約改正、特に 1980 年代以降に増加したコンテナ輸送への適合、正確な重量の測定義務化と概算の廃止、貨物の重量を特別な文書で通知すること、重量以外の事項についても表示すること、IMO（International Maritime Organization。海上の安全、船舶からの汚染の防止等の海事問題を取り扱う）条約との互換等が提案され、改正の形態としては一部改正や議定書採択などが提案された。一部の国々は改正は不要とし、また、港湾労働における職業上の安全及び衛生に関する条約（第 152 号、1979 年）の採択により本条約が冗長なものとなっていること、本条約を他の商船関係条約に含めることを提案する国もあったが、全体としては、条約の改正を支持する意見が大勢を占めたため、作業部会は理事会に対し、本条約の改正等を勧告するに至った。

1.7 沿革

1.7.1 国際労働基準の設定

ジュネーヴで行われた第 12 回国際労働会議において、昭和 4 年（1929 年）6 月 21 日、船舶ニ依リ運送セラルル重包装貨物ノ重量標示ニ関スル条約（ILO 第 27 号条約）が採択され、その後昭和 7 年 3 月 9 日に効力を発生した。日本は昭和 6 年 2 月 20 日これを批准し、同年 3 月 16 日に批准登録、3 月 25 日に公布し、昭和 7 年 3 月 9 日に国内で効力発生した⁶。本条約の詳しい沿革については、1.6.2 節及び 1.6.5 節で述べる。

ns (https://www.ilo.org/global/standards/international-labour-standards-policy/WCMS_449912/lang--en/index.htm, 2021 年 12 月 29 日閲覧)

⁵⁵ International Labour Organization—NORMLEX—Standards Reviews: Decisions on Status (<https://www.ilo.org/dyn/normlex/en/f?p=NORMLEXPUB:12040:0::NO::>, 2021 年 12 月 29 日閲覧)

⁵⁶ ILO 第 27 号条約が改正の必要性があると決定された件につき、筆者が ILO 駐日事務所に e メールで問い合わせたところ、2021 年 10 月 13 日に回答があり、カルティエ委員会の決定に従い、理事会で改正が決定されたが、現在進行中の作業部会ではまだ取り上げられていないとのことであった。

⁵⁷ Committee on Legal Issues and International Labour Standards—271st Session SECOND ITEM ON THE AGENDA Follow-up on consultations concerning the need for revision and obstacles to the ratification of 13 Conventions (<https://www.ilo.org/public/english/standards/relm/gb/docs/gb271/prs-2.htm>, 2022 年 11 月 9 日閲覧)

1.7.2 重貨物ノ重量標示ニ関スル件等の制定及び本条約の批准

日本では、この条約の批准に先立つ昭和 5 年 5 月 6 日、独立命令（警察命令）として重貨物ノ重量標示ニ関スル件（昭和 5 年内務省令第 16 号）⁵⁸が公布され、昭和 5 年 7 月 1 日に施行された。

（昭和 5 年 5 月 6 日付官報第 1002 号）

◎内務省令第十六號

重貨物ノ重量標示ニ関スル件左ノ通定ム

昭和五年五月六日

内務大臣 安達 謙藏

重貨物ノ重量標示ニ関スル件

第一條 一貨物ニシテ重量千疋以上ノモノ（包裝セラレザル木材、石材、鐵材其ノ他之ニ類スルモノヲ除ク）ヲ發送セントスル者ハ發送前見易ク且容易ニ消磨セザル方法ヲ以テ其ノ重量ヲ表記スベシ但シ當該貨物ノ重量ヲ計量シ難キ場合ニ於テ其ノ重量千疋以上ナリト推定セラルルトキハ推定重量ヲ表記スベシ

第二條 貨物發送者前條ノ規定ニ違反シタルトキハ科料ニ處ス

第三條 貨物發送者未成年者若ハ禁治產者ナルトキ又ハ法人ナルトキハ之ニ適用スベキ罰則ハ其ノ法定代理人又ハ法人ヲ代表スル者ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第四條 貨物發送者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ本令ニ違反スル所爲ヲ爲シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

附 則

本令ハ昭和五年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

同令第 1 条には、本条約第 1 条第 2 項の規定に基づき「但シ當該貨物ノ重量ヲ計量シ難キ場合ニ於テ其ノ重量千疋以上ナリト推定セラルルトキハ推定重量ヲ表記スベシ」との特例が設けられたが、本条約の当該規定は、ILO における条約案の採択にあたり日本政府が提案したものである（1.6.2.5 節参照）。

⁵⁸ International Labour Organization—International Labour Conference 17th Session (Geneva, 1933) Summary of Annual Reports under Article 408 ([https://www.ilo.org/public/libdoc/ilo/P/09661/09661\(1933-17\).pdf](https://www.ilo.org/public/libdoc/ilo/P/09661/09661(1933-17).pdf)) 440 頁に「Japan. Ordinance No. 16 of 6 May 1930, of the Department of the Interior, respecting the marking of the weight on heavy packages (L. S. 1930, Jap. 1).」とあり、この勅令が本条約の国内担保法であったことがわかる。リンク元: Information and reports on the application of Conventions and Recommendations (<https://www.ilo.org/public/libdoc/ilo/P/09661/>)

また、本令において既に、対象貨物を船舶により運送されるものに限定していなかったことに注意を要する。

また、ヴェルサイユ条約第 421 条の規定（植民地等への適用に関する条項）に基づき、外地である日本委任統治領南洋群島（昭和 5 年 6 月 30 日南洋庁令第 2 号，昭和 5 年 9 月 1 日施行⁵⁹⁾）、樺太（昭和 5 年 7 月 16 日樺太庁令第 30 号，昭和 5 年 8 月 1 日施行⁶⁰⁾）、朝鮮（昭和 5 年 9 月 19 日朝鮮総督府令第 80 号，昭和 5 年 11 月 1 日施行⁶¹⁾）、関東州（昭和 5 年 11 月 1 日関東庁令第 69 号，昭和 5 年 11 月 15 日施行⁶²⁾，ただし昭和 5 年内務省令第 16 号第 3 条に該当する規定無し）及び台湾（昭和 5 年 11 月 12 日台湾総督府令第 40 号，発布日施行⁶³⁾）においてもそれぞれ同様の規制が行われた⁶⁴⁾。

なお、1940 年、日本は ILO を脱退し、それ以後 1951 年 11 月に再加盟するまで非加盟国であったが、本条約を含め、脱退時に批准済であった 14 条約についてはその間も批准したままであった 101。

戦後、日本国憲法の施行と同時に、本令を含む独立命令（警察命令）については原則として効力が失われることとなったが、日本国憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律（昭和 22 年 4 月 18 日法律第 72 号）第 1 条の規定により、日本国憲法施行後も昭和 22 年 12 月 31 日までに限り効力を有したものと考えられる。

1.7.3 労働基準法制定

労働基準法（昭和 22 年 4 月 7 日法律第 49 号）は昭和 22 年 9 月 1 日と 11 月 1 日の 2 回に分けて施行されたが⁶⁵⁾、労働者の安全及び衛生に関する事項を定める同法第 5 章は、工場法、労働者災害扶助法等のうち安全衛生等に係る事項を廃止する規定とともに、昭和 22 年 11 月 1 日に施行された。

⁵⁹⁾ 昭和 5 年 8 月 28 日付け官報第 1100 号 (<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2957567/1>)

⁶⁰⁾ 昭和 5 年 8 月 21 日付け官報第 1094 号 (<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2957561/1>)

⁶¹⁾ 昭和 5 年 10 月 20 日付け官報第 1143 号 (<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2957610/2>)

⁶²⁾ 昭和 5 年 12 月 3 日付け官報第 1180 号 (<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2957647/1>)

⁶³⁾ 昭和 5 年 12 月 12 日付け官報第 1188 号 (<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2957655/1>)

⁶⁴⁾ International Labour Organization – International Labour Conference 17th Session (Geneva, 1933) Summary of Annual Reports under Article 408 ([https://www.ilo.org/public/libdoc/ilo/P/09661/09661\(1933-17\).pdf](https://www.ilo.org/public/libdoc/ilo/P/09661/09661(1933-17).pdf)) 442 頁に、大日本帝国の外地における適用状況について記載されており、該当する外地法令が列挙されている。リンク元：Information and reports on the application of Conventions and Recommendations (<https://www.ilo.org/public/libdoc/ilo/P/09661/>)

⁶⁵⁾ 労働基準法の一部の施行期日を定める政令（昭和 22 年 8 月 31 日政令第 170 号）及び労働基準法の一部の施行期日を定める政令（昭和 22 年 10 月 31 日政令第 227 号）

ILO 第 27 号条約の国内担保法は旧労働安全衛生規則（昭和 22 年 10 月 31 日労働省令第 9 号、以下「旧安衛則」という。）第 123 条に引き継がれることとなり⁶⁶、同規則は労働基準法旧第 5 章とともに昭和 22 年 11 月 1 日に施行された。

労働安全衛生規則（昭和二十二年十月三十一日労働省令第九号）

第二編 安全基準

第六章 崩壊、落下の予防

第二百二十三條 一貨物で、一トン以上の重量物を発送し、又は運搬しようとするときは、見易く、且つ容易に消滅しない方法で、その重量を標示しなければならない。但し、貨物の重量を計測し難い場合で、その重量が一トン以上であると推定されるときは、推定重量を標示しなければならない。

同条については、労働省労働基準局編『労働法コンメンタール 3 改訂新版 労働基準法 下』（労務行政研究所、1968 年）⁶⁷で次のとおり解説がなされている。

第四十五条 略

【解 説】

〔2〕安全基準

(8) 崩壊、落下の予防

(g) 貨物の重量標示

重い重量の品物を運搬し、取り扱う場合に、その品物の正確な重量が明らかであれば各種の便宜がえられ、また災害防止上にも有効である。第一三回国際労働総会において「船舶に依り運送される重包装貨物の重量標示に関する条約」（第二七号）が採択されており、諸外国においてもこの重量標示に関し法令をもって規定してい

⁶⁶ International Labour Organization—International Labour Conference 36th Session (Geneva, 1953) Summary of Reports on Ratified Conventions ([http://www.ilo.org/public/libdoc/ilo/P/09661/09661\(1953-36\).pdf](http://www.ilo.org/public/libdoc/ilo/P/09661/09661(1953-36).pdf)) 82 頁 (PDF 86 頁) に「Labor Standards Law No. 49 of 5 April 1947 (L.S. 1947-Jap. 3). Ministry of Labor Ordinance No. 9 of 1947 (Regulations of Labor Safety and Sanitation). Section 123 of the Ordinance of 1947, to provide for the plain and durable marking of cargoes weighing one ton or more, indicating the estimated weight, if necessary.」とあり、旧安衛則第 123 条が本条約の国内担保法であったことがわかる。リンク元：Information and reports on the application of Conventions and Recommendations (<https://www.ilo.org/public/libdoc/ilo/P/09661/>)

⁶⁷ 労働省労働基準局（1968 年）『労働法コンメンタール 3 改訂新版 労働基準法 下』（労務行政研究所、昭和 43 年 10 月 15 日再訂新版、昭和 44 年 6 月 10 日再訂 3 版）では、同条（旧労働安全衛生規則第 123 条）の解説が、労働基準法旧第 45 条の解説の部分 (p.555) に記載されている。

る例が多い。安全衛生規則第一二三条では、船舶運送に限らず一般の貨物に対しても重量が一トン以上の一貨物を発送し、又は運搬しようとするときは、見易く、容易に消滅しない方法で、その重量を標示することを規定し、貨物の重量が計測し難い場合で、その重量が一トン以上であると推定されるときはその規定重量（*推計重量（筆者注））を標示しなければならないことを規定している。なお、この規定は、包装、結束の有無にかかわらず適用があり、また一貨物とは運送荷役において取扱の対象となる一単位重量物をいうものと解されている（昭和三三・二・一三基発第九〇号）。

同条は、同書の労働基準法第 45 条の逐条解説中で解説されていることから考えると、労働基準法第 45 条の命令委任規定に基づいて使用者が講ずべき危害防止基準を定めたものと思われる。

しかし、旧安衛則第 123 条は名宛人を特定しておらず何人^{なんびと}にも適用されるような規定振りとなっているから、この点が問題となる。即ち、同条の規定を使用者を義務主体として適用する場合には、労働基準法第 45 条の規定による同法第 42 条の委任命令と解することができるが、使用者以外を義務主体とする場合については、根無し規定となる。

1.7.4 沖縄法令

戦後、アメリカ合衆国の統治下にあった沖縄では、昭和 28 年 9 月 1 日に労働基準法（1953 年 9 月 1 日立法第 44 号）⁶⁸が公布され、同年 10 月 1 日から施行され、本土と同様、安全及び衛生に関する具体的事項については労働安全衛生規則（1954 年 1 月 30 日規則第 5 号）に委任されたが、その中に重量標示規定がおかれた⁶⁹。

労働安全衛生規則（1954 年 1 月 30 日規則第 5 号）

第二編 安全基準

第六章 崩落、落下の予防

第二百二十八条 一貨物で、一トン以上の重量物を発送し、又は運搬しようとするときは、見易く、且つ容易に消滅しない方法で、その重量を標示しなければならない。但し、貨物の重量を計測し難い場合で、その重量が一トン以上であると推定されるときは、推定重量を標示しなければならない。

沖縄は、本法公布目前の昭和 47 年 5 月 15 日に本土に復帰し、以後本土の法令が適用されている。

⁶⁸ 琉球政府 1953 年 9 月 1 日（火曜日）付け公報（号外）第 28 号（<https://www3.archives.pref.okinawa.jp/GRI/searchs/img/kouhou/R-1953-09-01-G.pdf>） pp.8-19

⁶⁹ 1954 年 1 月 30 日（土曜日）付け公報（号外）第 1 号（<https://www3.archives.pref.okinawa.jp/GRI/searchs/img/kouhou/R-1954-01-30-G.pdf>） p.12

1.7.5 労働安全衛生法制定

本条約の国内担保法は、本法の施行とともに労働基準法から本条の規定によって変わった。ただし、貨物の重量が計測し難い場合の推定重量の表示に関する特例は本条には受け継がれなかった。また、包装されていない貨物で、その重量が一見して明らかであるものに係る除外が明記されることとなった。

1.8 運用（適用の実際）

重貨物に対して本条の規定に基づく重量表示がなされていない場合は、貨物荷役作業において重量を実際より少なく見積もってしまうこと等により、クレーンが転倒したり、過荷重によりクレーン等のワイヤーロープが切断したりする事故が生じ、あるいは貨物を船舶内に配置する際に重量のバランスが崩れて船舶が傾く等の問題が生じることが考えられる。

本条の規定の適用を受ける貨物としては、例えばコンテナ、包装された機械設備、フレコンバックに入れられた土石等が考えられる。

【フレコンバック】



（ふくろ屋ふくながの WEB サイト (<https://www.softbag.jp/info/quality/what.html> 最終閲覧日 2023 年 7 月 25 日))

平成 23 年から令和 2 年までの労働基準監督年報の統計表「定期監督等実施状況・法違反状況」には、本条に係る項がないため、定期監督等における違反件数は不明である。申告監督及び再監督については、そもそも条文毎の違反件数が集計されていないため件数は不明である。

また、人事委員会等が労働基準監督を行う非現業等の地方公務員に関する状況など、労働基準監督官が監督を行わない領域における状況については時間の制約上、調査が及ばなかった。

労働基準監督年報の統計表「送検事件状況」は、労働基準監督官が送検した労働基準関係法令違反事件の主条文を全て計上したものであるが、これによると、本条を主条文とした送検事件は、いずれの年もなかった。

通常司法警察員、検察官等が独自に立件した事件については、条文別の統計がないため不明である。

しかし、複数の関係者に聴取したところ、本条違反で行政措置（是正勧告）を行った例が複数確認された。

1.9 関係分野の状況

1.9.1 SOLAS 条約及び船舶安全関係法令

国際海上コンテナの質量証明義務等については、現在、千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約（昭和 55 年（1980 年）5 月 15 日加入書寄託，同月 24 日公布・告示，同月 25 日国内効力発生，略称 SOLAS 条約）⁷⁰の枠組みで規定されている。

同条約では、1986 年の改正により、附属書第 7 章で火薬類その他の危険物の運送に係る安全について例えば同第 4 規則で「危険物を入れた容器には、正しい専門的名称（取引上の名称は、使用してはならない。）によつてその内容を表示するものとし、明確な標識を付してその危険性を明らかにする。」⁷¹と規定されるなど、貨物の輸送における安全に関する事項も規定されていた。

その後、同条約の附属書が改正され、新第 6 章第 2 規則により、荷送人は船長等に対し貨物又は貨物ユニット（一定規模以上のコンテナなど）の総質量等を記載した貨物資料を提供しなければならないこと等が規定され、1994 年 1 月 1 日に発効した⁷²。

しかし、その後も、さらなる改正により、次のとおり、当該総重量の計量方法が定められ、2016 年 7 月 1 日に発効した⁷³。

○外務省告示第百二十七号（抄）

昭和四十九年十一月一日にロンドンで作成された「千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約」の附属書の一部は、同条約第八条の規定に従い、次のように改正され、その改正は、同条の規定に従い、平成二十八年七月一日に効力を生じた。

（平成二十八年二月十八日付け国際海事機関事務局長書簡）

令和元年八月二十八日

⁷⁰ 国土交通省「1974 年の海上における人命の安全のための国際条約（SOLAS 条約）」（https://www.mlit.go.jp/kaiji/imo/imo0001_.html，2022 年 11 月 4 日閲覧）

⁷¹ 外務省条約データ検索－千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約 pp. 1155-1157（https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/B-S55-1116_2.pdf，2021 年 12 月 29 日閲覧）

⁷² 平成 5 年外務省告示第 632 号（平成 5 年 12 月 27 日（月曜日）官報号外第 224 号）

⁷³ 令和元年外務省告示第 127 号（令和元年 8 月 28 日（水曜日）官報号外第 101 号）

外務大臣 河野 太郎

第六章 A 部第二規則 3 の次に次の 4 から 6 までを加える。

- 4 コンテナによつて運送される貨物については、この第二規則 2.1 に規定する総質量は、荷送人により次のいずれかの方法によつて確認される。ただし、車台又はトレーラーに積載されているコンテナが、第三章第三規則に定義する短国際航海に従事するロールオン・ロールオフ船に当該車台又はトレーラーごと積み込まれ、又は積み卸される場合は、この限りでない。
- .1 較正され、及び証明された設備を用いて、こん包されているコンテナを計量すること。
 - .2 コンテナのこん包が完了した国の権限のある当局が承認した証明された方法により、パレット、荷敷きその他コンテナにこん包される固定用の材料の質量を含めて全てのこん包及び貨物を計量し、及びその質量にコンテナの自重を加えること。
- 5 コンテナの荷送人は、確認された総質量が船積書類に記載されていることを確保する。船積書類は、次の要件を満たすものとする。
- .1 荷送人から正当に委任を受けた者によつて署名されること。
 - .2 船舶の積付け計画の準備に用いるため、船長又はその代理人の要求するところにより、船長又はその代理人及び係留施設の代表者に対して十分な余裕をもつて事前に提出されること。
- 6 こん包されたコンテナに関する船積書類に確認された総質量についての記載がなく、かつ、船長又はその代理人及び係留施設の代表者が当該こん包されたコンテナの確認された総質量に係る情報を入手していない場合には、当該こん包されたコンテナは、船舶に積み込んでではない。

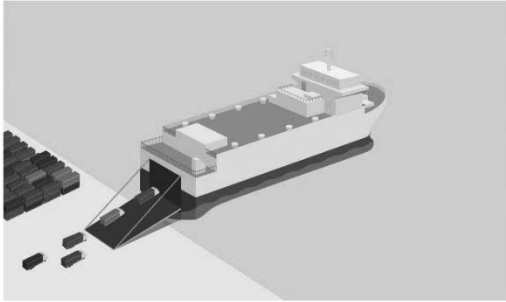
【トレーラー】



（ドライバーWEB の WEB サイト (<https://driver-web.jp/articles/detail/38314/2/1/1> 最終閲覧日 2023 年 7 月 25 日))

【ロールオン・ロールオフ船】

▼ RORO 船（ローロー船）



（ PASONA の みんなの 仕事 Lab 「シゴ・ラボ」 の WEB サイト
(<https://lab.pasona.co.jp/trade/word/342/>最終閲覧日 2023 年 7 月 25 日))

同条約の国内担保法は、危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和 32 年 8 月 20 日運輸省令第 30 号）及び特殊貨物船舶運送規則（昭和 39 年 9 月 2 日運輸省令第 62 号）である⁷⁴。

特殊貨物船舶運送規則第 1 条の 2 の 2 及び第 1 条の 2 の 3 並びに危険物船舶運送及び貯蔵規則第 13 条第 2 項及び第 31 条の 2 の規定により、船舶により本邦外に貨物を輸送する場合で船舶航行上の危険を防止するため特別な注意を必要とする貨物の運送を行うとき（コンテナによる貨物の輸送等を含む。）等においては、荷送人は、船積み前に、荷送人及び荷受人の名称・住所、貨物の特性、貨物の質量（コンテナ等の場合はその総質量）等を記載した資料を船長に提出しなければならないが、一定規模以上のコンテナの質量については、コンテナに貨物を入れた状態でその総質量を計量するか、コンテナとその内容物の各質量を個々に計量して合計するという、いずれも実際に質量する方法により質量を確定し、コンテナヤード（港頭地区で海上コンテナを一時保管しておく場所）代表者にその確定した重量を記載した資料を提出しなければならない。

コンテナ総重量の確定の責任を有するのは原則として「荷送人」とされているが、これは「船社との間で海上運送契約を締結した荷送人（発荷主）として、船荷証券（B/L: Bill of Lading）若しくは海上貨物運送状（Waybill）又はこれに相当する複合運送書類の荷送人（Shipper）の欄に名前のある者（Master B/L に荷送人として記される者等）とする。…」

⁷⁴ 船舶安全法第 27 条では「船舶ノ堪航性及人命ノ安全ニ関シ条約ニ別段ノ規定アルトキハ其ノ規定ニ従フ」とされ、同法第 28 条で「危険物其ノ他ノ特殊貨物ノ運送及貯蔵ニ関スル事項並ニ危険及気象ノ通報其ノ他船舶航行上ノ危険防止ニ関スル事項ニシテ左ニ掲グルモノハ国土交通省令ヲ以テ之ヲ定ム」〈各号列記略〉とされるとともに、また当該国土交通省令には多額 30 万円以下の罰金刑を規定することができるとされている。同第 28 条はある種の省令委任とも考えられるが、いずれにせよ 2016 年 7 月 1 日発効の改正 SOLAS 条約は当該国土交通省令により担保されている。

⁷⁵（実際には、例えば商社など）などと定義されており、実際にコンテナに貨物を収納する作業を行う者（梱包業者など）とは異なることが多いと思われる。また、荷送人は、第三者に重量確定業務を委託することができる。さらに、荷送人自ら重量確定を行う場合は国土交通大臣への届出、第三者として重量確定を行う者は国土交通大臣による登録が必要である。

なお、これらの規定違反の罰則は 20 万円以下の罰金であるため、本条違反罪が 6 か月以下の懲役か 50 万円以下の罰金であるのに比べると刑量が軽い。

1.9.2 計量法

計量の基準を定め、適正な計量の実施を確保し、もって経済の発展及び文化の向上に寄与することを目的とする計量法（平成 4 年 5 月 20 日法律第 51 号）については、本条の実施に寄与するものであるが、同法中本条に関わる規定について 1.4.2 節で簡単に述べるにとどめた。

1.10 検討課題

1.10.1 荷役・運送災害防止のための措置義務者

本条のように、荷造りを行う、あるいは荷を発送する者に対する義務を課するという方式は、荷役ないし運送における安全にとって非常に重要な位置を占める。その重要性が船舶安全ないし陸上コンテナ輸送の分野において認識されてきていることは 1.9.1 節で述べたとおりであるが、陸上貨物輸送においても、荷の内部における偏荷重や高重心、荷役用具の最大積載荷重違反などは、荷造りをする者等に義務を課さなければ、防止できないものと思われる。

また、本条は、荷役や貨物運送に焦点をあてて使用従属関係の外にある者に義務を課している点で本法中唯一の条文である。荷役や貨物運送は、運送事業者のみならず荷主や梱包事業者といった様々な者が関わり、運送事業者だけでは十分に危害を防止できないことも多い。したがって、運送業務あるいは荷役業務における労働災害を防止するための措置義務者（名宛人）の定め方やその措置内容については、技術的・法律的地見地から十分研究し、運送事業者など社会の一部分にしわ寄せのかからない、より合理的な労働災害防止の法制度を構築していく必要がある。

⁷⁵ 国土交通省－国際海上輸出コンテナ総重量確定制度（改正 SOLAS 条約関連）－国際海上輸出コンテナ総重量の確定方法ガイドライン（<https://www.mlit.go.jp/maritime/content/001517541.pdf>） 5-6 頁

1.10.2 荷役用具

図 1 ロールボックスパレット（転倒災害例⁷⁶から）



死亡災害を含む労働災害の原因となる荷役用具として、ロールボックスパレット⁷⁷（1 例として、図 1）がある⁷⁸。

ロールボックスパレットは、カゴ車とも呼ばれ、その利便性のため、運送業、商業、倉庫業、こん包業等で多用されており、商品と共に移動し、色々な業種の労働者によってバトタッチされていく荷役用具の 1 つである。

流通しているロールボックスパレットは、沢山の荷を積載したいがために縦長に製造されており、その殆どが、JIS Z 0610 の転倒防止試験をクリアできない⁷⁹、つまり製造時ににおいて既に転倒防止性能に問題のある製品である。しかし、転倒以外にも、車輪にストッパが設けられていないもの（JIS Z 0610 等でも必須とされていない。）や各部に不良のあるも

⁷⁶ 独立行政法人労働安全衛生総合研究所「労働安全衛生総合研究所技術資料 ロールボックスパレット起因災害防止に関する手引き」（JNIOOSH-TD-NO.4（2015））（<https://www.jniosh.johas.go.jp/publication/doc/td/TD-No4.pdf>）図 2-5 から

⁷⁷ JIS Z 0106：1997（パレット用語）において、「パレット」は「ユニットロードシステムを推進するために用いられ、物品を荷役、輸送、保管するために単位数量にとりまとめて載せる面をもつ台。上部構造物をもつものを含む。」と定義され、「ボックスパレット」は「上部構造物として少なくとも 3 面の垂直側板（網目、格子状などを含む。）をもつパレット。その構造物には固定式、取外し式、折りたたみ式、側面開閉式があり、ふた付きのものもある。」と定義され、「ロールボックスパレット」は「車輪付きボックスパレット」と定義されている。

⁷⁸ 大西明宏「ロールボックスパレット起因による労働災害の実態と特徴」（一般社団法人日本人間工学会『人間工学』49 巻 4 号，2013 年）（https://www.jstage.jst.go.jp/article/jje/49/4/49_175/_pdf）

⁷⁹ 独立行政法人労働安全衛生総合研究所「労働安全衛生総合研究所技術資料 ロールボックスパレット起因災害防止に関する手引き」（JNIOOSH-TD-NO.4（2015））（<https://www.jniosh.johas.go.jp/publication/doc/td/TD-No4.pdf>）32-36 頁

のなどがあるほか、改良型の開発が行われていることから⁸⁰、改良型への更新の促進も必要である。

しかし、ロールボックスパレットは荷主等運送事業者以外が所有していることも多く⁸¹、運送事業者が自由に修理、交換等をしにくい状況にあり、令和 3 年暮れから令和 4 年にかけて行われた陸上貨物運送事業労働災害防止協会の「陸上貨物運送業における荷役作業の安全対策に関する検討会」でも、多種多様な問題や対策が話し合われたが、議事録⁸²から荷主等に対する運送事業者の困難な立場がうかがわれ、ロールボックスパレットについても最終的には「…陸運事業者が不具合のあるロールボックスパレットを発見した際に、そのまま使用して荷役作業を行うことは危険なため、所有者又は荷主に対して当該ロールボックスパレットの不具合を直ちに報告するとともに、その後の対応を協議すること。」⁸³という提言に止まった。

荷役用具については、荷そのものと異なることから、1.10.1 節と同様の観点をもちつつ、異なる検討が必要であると思われる。

なお、荷役用具の構造基準規制については、名宛人を荷主等に指定せず構造規格化し、製造、譲渡、貸与等の規制をすべきという考え方もあるが、これは別稿に譲ることとした。

⁸⁰ 大西明宏「研究紹介 安全に配慮した改良型ロールボックスパレットの開発」（『労働安全衛生研究』15 巻 2 号，2022 年）（https://www.jstage.jst.go.jp/article/josh/15/2/15_JOSH-2022-0008-KE/_article/-char/ja/），大西明宏「改良型ロールボックスパレット（カゴ車）のご紹介」（『陸運と安全衛生』626 号，令和 3 年 8 月）（http://rikusai.or.jp/wp-content/uploads/2021/09/rollboxpallet_kairyou.pdf）

⁸¹ 荷役用具の利用と所有・共有については、公益社団法人日本ロジスティクスシステム協会「2013 年度経済産業省 省エネ型ロジスティクス等推進事業費補助金物流機材の一貫利用による物流効率化のための調査研究報告書」（2014 年 3 月）（http://www.logistics.or.jp/jils_news/2013fy_survey6_unitload.pdf）に詳しい。

⁸² 陸上貨物運送事業労働災害防止協会－荷役労働災害防止対策－陸上貨物運送業における荷役作業の安全対策に関する検討会（2021 年～2022 年）（<http://rikusai.or.jp/measures/niyakuboushi/>）から議事録等にアクセスすることができる。

⁸³ 陸上貨物運送事業労働災害防止協会－荷役労働災害防止対策－陸上貨物運送業における荷役作業の安全対策に関する検討会（2021 年～2022 年）（<http://rikusai.or.jp/measures/niyakuboushi/>）－陸上貨物運送業における荷役作業の安全対策に関する検討会報告書（http://rikusai.or.jp/wp-content/uploads/2022/09/kentoukai_houkoku.pdf）より。第 9 回検討会の検討会報告書案では、「異常があった場合は、直ちに補修その他の必要な措置を講ずること。また陸運事業者が異常のある機材を発見した際に、そのまま使用するのは危険なため、所有者又は荷主に対して当該機材を使った荷役作業を拒むことができるよう配慮すること。」となっていた。

2 第 36 条

2.1 条文

第四章 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置⁸⁴ （厚生労働省令への委任） 第三十六条 第三十条第一項若しくは第四項、第三十条の二第一項若しくは第四項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十二条第一項から第五項まで、第三十三条第一項若しくは第二項又は第三十四条の規定によりこれらの規定に定める者が講ずべき措置及び第三十二条第六項又は第三十三条第三項の規定によりこれらの規定に定める者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。

2.2 趣旨及び概要

本条（第 36 条のことをいう。以下同条の逐条解説部分において同じ。）は、本法第 4 章（労働者の危険又は健康障害を防止するための措置）のうち特別規制に係る部分に関し、厚生労働省令に包括的に委任する事項を一括して規定したものである。

同章は、前半（第 20 条～第 28 条の 2）において直接的な雇用関係に基づいた事業者及び労働者の義務を定めているが、それだけでは労働災害を防止するのに不十分であるため、後半（第 29 条～第 35 条）において請負関係により雇用主が異なる労働者が一の場合で混在作業を行う場合等を想定し、その元方事業者及び注文者の義務並びにこれらに応じた関係請負人及び関係労働者の義務を定めているほか、発注者による違法な指示の禁止、機械等貸与者等及び建築物貸与者の義務並びに重量 1 トン以上の貨物の荷送人の重量表示義務を定めている。

そして、これらの規定について厚生労働省令へ包括的に委任する事項について、前半は第 27 条で、後半は本条で規定している。

ただし、第 4 章後半のうち、第 29 条（元方事業者による関係請負人・関係労働者への法令遵守指導、違反の際の是正指示、関係請負人・関係労働者による指示の遵守：罰則なし）、第 29 条の 2（建設業元方事業者による土砂崩壊、機械転倒等の危険場所で関係労働者が仕事を行う場合の技術上の指導等：罰則なし）、第 31 条の 4（注文者による請負人・請負人の労働者への違反となる指示の禁止：罰則なし）、第 32 条第 7 項（関係請負人・関係労働者による法第 30 条第 1 項以下に基づく（特定）元方事業者・注文者・関係請負人からの指示の遵守：罰則なし）及び第 35 条（発注者による重量物の重量表示義務：罰則あり）については、命令委任がないか、個別の命令委任しなく本条とは関わりがない。

また、第 31 条の 3（複数事業者の労働者が混在作業を行っている場合に、建設業で特定作業（省令所定の危険性が高い作業）を下請けさせる建設業者に、当該場所の複数事業者

⁸⁴ 第 4 章には第 20 条から本条までが含まれる。

の労働者の労災防止措置を義務づけた規定（第 1 項）、第 1 項の義務主体該当者がいない場合に元方事業者等が指名する等の配慮をするよう定めた規定（第 2 項））でも、厚生労働省令への包括的委任がなされているが、その委任規定を同条中に置いており本条とは関わりがない。

なお、第 32 条第 6 項（特定元方事業者による統括管理等に対応する（≠指示を受けた）関係労働者の義務）については、現在、本条の規定により委任された厚生労働省令の規定が存在せず⁸⁵、死文となっている。

本条について、包括的な命令委任の是非、省令制定権限の行使の適切性等の論点があるが、第 27 条と共通する論点については、第 27 条の解説を参照されたい。

2.3 被引用規定の概要

本条で引用されている規定の概要は次のとおりである。

条項	規定内容の概要
第 30 条 第 1 項	特定元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するため、協議組織の設置等労働災害を防止するための必要な事項に関する必要な措置を講じなければならないこと。
第 30 条 第 4 項	統括安全衛生管理義務者として指名を受けた事業者は、当該場所において当該仕事の作業に従事するすべての労働者に関し、第 1 項に規定する措置を講じなければならないこと。また、この場合においては、当該指名された事業者及び当該指名された事業者以外の事業者については、第 1 項の規定は、適用しないこと。
第 30 条 の 2 第 1 項	製造業その他政令で定める業種に属する事業（特定事業を除く。）の元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するため、作業間の連絡及び調整を行うことに関する措置その他必要な措置を講じなければならないこと。
第 30 条 の 2 第 4 項	第 30 条の 2 第 1 項の元方事業者に関しても第 30 条第 4 項と同様の規定を定めるものである。
第 30 条 の 3 第 1 項	第 25 条の 2 第 1 項に規定する仕事为数次の請負契約によつて行われる場合（第 4 項の場合を除く。）においては、元方事業者は、当該場所において当該仕事の作業に従事するすべての労働者に関し、同条第 1 項各号の措置を講じなければならないこと。また、この場合においては、当該元方事業者及び当該元方事業者以外の事業者については、同項の規定は、適用しないこと。

⁸⁵ 労働安全衛生規則第 663 条の 2（法第三十二条第五項の請負人の義務）の次条が第 664 条（報告）〔※特定元方事業者事業開始報告に係る規定〕となっている。

第 30 条 の 3 第 4 項	第 30 条の 3 第 1 項の元方事業者に関しても第 30 条第 4 項と同様の規定を定めるものである。
第 31 条 第 1 項	特定事業の仕事を自ら行う注文者（※該当する注文者が複数存在する場合は最先次のもの）は、建設物、設備又は原材料を、当該仕事を行う場所においてその請負人の労働者に使用させるときは、当該建設物等について、当該労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならないこと。
第 31 条 の 2	化学物質、化学物質を含有する製剤その他の物を製造し、又は取り扱う設備で政令で定めるものの改造その他の厚生労働省令で定める作業に係る仕事の注文者は、当該物について、当該仕事に係る請負人の労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならないこと。
第 32 条 第 1 項	第 30 条により特定元方事業者（特定元方事業者が複数存在する場合は統括安全衛生管理義務者として指名を受けた特定元方事業者）により講ぜられる措置に応じて、当該事業者以外の請負人も必要な措置を講じなければならないこと。
第 32 条 第 2 項	第 30 条の 2 により元方事業者（元方事業者が複数存在する場合は統括安全衛生管理義務者として指名を受けた元方事業者）により講ぜられる措置に応じて、当該事業者以外の請負人も必要な措置を講じなければならないこと。
第 32 条 第 3 項	第 30 条の 3 により元方事業者（元方事業者が複数存在する場合は統括安全衛生管理義務者として指名を受けた元方事業者）により講ぜられる措置に応じて、当該事業者以外の請負人も必要な措置を講じなければならないこと。
第 32 条 第 4 項	第 31 条第 1 項の場合において、当該建設物等を使用する労働者に係る事業者である請負人は、同項の規定により講ぜられる措置に応じて、必要な措置を講じなければならないこと。
第 32 条 第 5 項	第 31 条の 2 の場合において、同条に規定する仕事に係る請負人は、同条の規定により講ぜられる措置に応じて、必要な措置を講じなければならないこと。
第 33 条 第 1 項	機械等貸与者は、当該機械等の貸与を受けた事業者の事業場における当該機械等による労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならないこと。
第 33 条 第 2 項	機械等貸与者から機械等の貸与を受けた者は、当該機械等を操作する者がその使用する労働者でないときは、当該機械等の操作による労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならないこと。
第 34 条	建築物貸与者は、当該建築物の貸与を受けた事業者の事業に係る当該建築物による労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならないこと。ただし、当該建築物の全部を一の事業者に貸与するときは、この限りでないこと。
第 32 条 第 6 項	第 30 条第 1 項若しくは第 4 項、第 30 条の 2 第 1 項若しくは第 4 項、第 30 条の 3 第 1 項若しくは第 4 項、第 31 条第 1 項又は第 31 条の 2 の場合において、

	労働者は、これらの規定又は前各項の規定により講ぜられる措置に応じて、必要な事項を守らなければならないこと。
第 33 条 第 3 項	第 33 条第 2 項の機械等を操作する者は、機械等の貸与を受けた者が同項の規定により講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならないこと。

2.4 労働者派遣の場合の読替え

派遣労働者に係る本条及びその周辺の規定の適用については、労働者派遣法第 45 条の規定により次のとおり読替えがなされる。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年七月五日法律第八十八号）

（労働安全衛生法の適用に関する特例等）

第四十五条第三項 労働者がその事業における派遣就業のために派遣されている派遣先の事業に関しては、当該派遣先の事業を行う者を当該派遣中の労働者を使用する事業者と、当該派遣中の労働者を当該派遣先の事業を行う者に使用される労働者とみなして、労働安全衛生法〈略〉第二十八条の二から第三十条の三まで、第三十一条の三、第三十六条（同法第三十条第一項及び第四項、第三十条の二第一項及び第四項並びに第三十条の三第一項及び第四項の規定に係る部分に限る。）〈略〉の規定並びに当該規定に基づく命令の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において〈略〉とする。

5 その事業に使用する労働者が派遣先の事業における派遣就業のために派遣されている派遣元の事業に関する第三項前段に掲げる規定〈略〉の適用については、当該派遣元の事業の事業者は当該派遣中の労働者を使用しないものと、当該派遣中の労働者は当該派遣元の事業の事業者には使用されないものとみなす。

15 前各項の規定による労働安全衛生法の特例については、〈略〉第三十二条第一項から第四項まで、第三十三条第一項、第三十四条〈略〉中「事業者」とあるのは「事業者（派遣先の事業者を含む。）」と、同法第三十一条第一項中「の労働者」とあるのは「の労働者（労働者派遣法第四十四条第一項に規定する派遣中の労働者（以下単に「派遣中の労働者」という。）を含む。）」と、同法第三十一条の二、第三十一条の四並びに第三十二条第四項、第六項及び第七項中「労働者」とあるのは「労働者（派遣中の労働者を含む。）」と、同法第三十一条の四〈略〉中「この法律又はこれに基づく命令の規定」とあるのは「この法律若しくはこれに基づく命令の規定（労働者派遣法第四十五条の規定により適用される場合を含む。）又は同条第六項、第十項若しくは第十一項の規定若しくはこれらの規定に基づく命令の規定」と、〈略〉同法第九十二条中「この法律の規定に違反する罪」とあるのは「この法律の規定（労働者派遣法第四十五条の規定により適用される場合を含む。）に違反する罪（同条第七項の規定による第百十九条及び第百二十二条の罪を含む。）並びに労働者派遣法第四十五条第十二項及び第十三項の罪」〈略〉として、これらの規定（これらの規定に係る罰則

の規定を含む。)を適用する。

17 この条の規定により労働安全衛生法及び同法に基づく命令の規定を適用する場合における技術的読替えその他必要な事項は、命令で定める。

このように、労働者派遣法第 45 条は、派遣先＝事業者、派遣労働者＝事業者の労働者とみなし、派遣元は当該労働者を使用しない（＝安衛法上の事業者責任を負わない）ものとみなし、これらの条規を適用する旨を定めている。

労働者派遣法第 45 条は、統括安全衛生責任者や元方安全衛生責任者らの選任義務を派遣先に課しており、（特定）元方事業者の講ずべき措置も派遣先に課しているのので、結局、特別規制の履行責任は派遣先の中で、適用条件を満たすところということになる（三柴丈典注記）。

2.5 本法中の他の包括的委任規定

本法の命令委任の方法には色々あるが、寺西輝泰⁸⁶は、本法違反罪の検討に際し、構成要件中の命令委任の有無及び程度に応じてこれを 3 つに分類した。表 6 は、筆者がこの分類をまとめたものである。

表 6 労働安全衛生法違反罪の構成要件中の命令委任の有無及び程度に係る 3 類型（寺西輝泰 86 の分類をもとに作成）

区分	説明
完結型本条	第 35 条のように、委任がなく各本条中で規定内容が完結しているもの
個別委任型本条	第 13 条のように、構成要件の一部を各条項の中で「厚生労働省令で定める」等と定める方式で命令に委任しているもの
包括委任型本条	第 27 条を介して規定の内容の一部を包括的に命令に委任している第 20 条のような規定

寺西の文献 86 でも述べられているように、包括委任型本条の委任を担う条文としては、本条のほか第 27 条がある（表 7）。

表 7 労働安全衛生法における包括的な省令委任規定

章別	省令委任の対象となる条項等	省令委任規定
第 4 章 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置	第 20 条～第 25 条、第 25 条の 2 第 1 項、第 26 条	第 27 条第 1 項
	第 30 条第 1 項及び第 4 項、第 30 条の 2 第 1 項及び第 4 項、第 30 条の 3 第 1 項及び第 4 項、第 31 条第 1 項、第 31 条の 2、第 32 条第 1 項～第 5 項、第 33 条第 1 項及び第 2 項、第 34 条、第 32 条第 6 項、第 33 条第 3 項	第 36 条

⁸⁶ 寺西輝泰『改訂版 労働安全衛生法違反の刑事責任——総論——』（日労研，2004 年）第 2 編第 1 章第 2 節の第 1（216-221 頁）

本条と第 27 条の委任の対象となる表 7 中欄に列記した規定群では、名宛人（本条では事業者及び労働者、第 36 条では元方事業者、注文者等）は明確であるが、危害防止のための措置基準の内容は、包括的な委任事項となっている。危害防止基準には、健康診断、作業環境測定など、本法中の独立条文となっているものもあるが、それ以外の事項は本条又は第 27 条に一括されている。

このほか、第 31 条の 3 第 1 項にある「厚生労働省令で定めるところにより、当該場所において特定作業に従事するすべての労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。」との規定も包括的な委任と考えられるが、その委任を受けた省令において委任元条項が第 31 条の 3 第 1 項であることが明示されているという点で、第 27 条及び本条の委任規定とは異なる。

2.5 沿革

2.5.1 特別規制の沿革

工場という「場」を規制していた工場法において、保護対象である職工は工業主との直接の雇用関係がない下請け労働者も含む概念であり、その点では特別規制は必要としていなかった。しかし、戦後、労働基準法では義務主体が工場法の「工業主」から「使用者」に、保護客体が「職工」から「労働者」に変わったことにより、保護の範囲が使用従属関係を前提としたものとなったことから⁸⁷、請負関係における規制は一度後退したといえる。他方で、鉱山については戦後も鉱山保安法が「場」の規制を維持しており、同法の保護客体である「鉱山労働者」は鉱山において鉱業に従事する者をいい、基本的に鉱業権者及び鉱業代理人はこれに含まれないが、いわゆる請負鉱山労働者はこれに含まれるとされる⁸⁸。

労働基準法の枠組においても、河村産業所事件⁸⁹のように、元請負人が下請負人の労働者に対する実質的な指導監督の権限を有する場合に元請負人に使用者性が認められた例もあ

⁸⁷ 畠中信夫（2000 年）「労働安全衛生法の形成とその効果」（日本労働研究雑誌第 475 号）の IV の 2 に同趣旨。

⁸⁸ 経済産業省「鉱山保安法等逐条解説」（https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/law/kouzankaisetsu.html, 2021 年 8 月 20 日閲覧）p.21

⁸⁹ 高等裁判所判例集－裁判例結果詳細－名古屋高裁判決昭和 46 年（う）第 262 号昭和 46 年 2 月 28 日（https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail3?id=22974）（河村産業所事件、又は鍋田農協倉庫倒壊事件）参照。裁判要旨「建設会社が請け負った建築工事につき、各工程を分け、それぞれ下請け業者に請け負わせて、施工する場合において、右の下請け業者が材料の全部または一部と労働者を供給するに過ぎないものであり、その使用する労働者の安全に関する法的義務を負担する能力がなく、元請人である建設会社の建築技術者が現場主任として、実質上、各下請け業者等を指揮、監督し、施工一切を総括、管理するときは、右の現場主任は、各下請け業者等、その使用する労働者に対する関係においても、

ったが、一般に元請負人の指導監督の程度は個々の工事によって様々であり、元請負人の責任が常に問われるという一般化がなされたとはまでは言えないだろう。同判決では元請負人による指揮監督が使用者性の根拠とされたが、筆者の実務経験上、安全衛生経費の采配は元請負人がしていても、2 次下請以下の労働者に対する指揮監督は 1 次下請に丸投げされているというケースもあり、そのような場合にも工事全体を支配する元請負人（ないし元方事業者等）に責任を負わせるためには何らかの立法措置が必要であったと思われる。

その後、産業の進展による労働災害の増加への対策として、労働災害防止団体等に関する法律（昭和 39 年 6 月 29 日法律第 118 号、現＝労働災害防止団体法）が制定され、同法第 4 章では、特別規制として、元方事業主及び注文者の義務並びにこれに対応する請負人及び労働者の義務等について規定された。

この立法趣旨については、制定当時、労働福祉事業団の雑誌『労働福祉』（昭和 39 年 8 月号）において「建設業等では使用者を異にする労働者が混在し、使用者間の連絡不十分による災害の発生がみられるが、使用者とその使用する労働者の関係を規制する労働基準法では、この事態を規制することはできない。そこで、元請事業主等に直接使用従属関係にない下請業者に使用される労働者の統一的安全管理義務等を課することとしている。」⁹⁰と説明されている。

昭和 47 年の本法制定に際し、労働災害防止団体等に関する法律第 4 章の規定群は若干の変形を経て本法第 4 章後半に移された。

その後、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和 60 年 7 月 5 日法律第 88 号、現＝労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律）が制定され、労働者派遣が法定化されるにあたり、同法第 45 条で本法の規定の一部が読み替えられ、労働者派遣の場合における派遣元事業者と派遣先事業者との間での本法の事業者責任等の分担ないし共有のあり方が整理され、明確化された。

2.5.2 本条の改正経過

本法制定時の本条の規定は次のとおりであった。

（労働省令への委任）

第三十六条 第三十条第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十二条第一項若しくは第二項、第三十三条第一項若しくは第二項又は第三十四条の規定によりこれらの規定に定める者が講ずべき措置及び第三十二条第三項又は第三十三条第三項の規定によりこれらの規定に定める者が守らなければならない事項は、労働省令で定める。

労働基準法一〇条に定める「事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為をする者」として、同法四二条に定める「使用者」に該当すると解すべきである。」

⁹⁰ 労働福祉事業団『労働福祉』（昭和 39 年 8 月号、昭和 39 年 8 月 1 日発行）p.14

その後、労働安全衛生法の一部を改正する法律（昭和 55 年 6 月 2 日法律第 78 号）により、次のとおり改正され、同法附則第 1 条第 1 号及び労働安全衛生法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（昭和 55 年 11 月 14 日政令第 296 号）の規定に基づき昭和 56 年 6 月 1 日から施行された。

（労働省令への委任）

第三十六条 第三十条第一項若しくは第四項、第三十条の二第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十二条第一項から第三項まで、第三十三条第一項若しくは第二項又は第三十四条の規定によりこれらの規定に定める者が講ずべき措置及び第三十二条第四項又は第三十三条第三項の規定によりこれらの規定に定める者が守らなければならない事項は、労働省令で定める。

また、中央省庁等改革関係法施行法（平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号）第 705 条の規定により次のとおり改正され、平成 13 年 1 月 6 日から施行された。

（厚生労働省令への委任）

第三十六条 第三十条第一項若しくは第四項、第三十条の二第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十二条第一項から第三項まで、第三十三条第一項若しくは第二項又は第三十四条の規定によりこれらの規定に定める者が講ずべき措置及び第三十二条第四項又は第三十三条第三項の規定によりこれらの規定に定める者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。

さらに、労働安全衛生法等の一部を改正する法律（平成 17 年 11 月 2 日法律第 108 号）により次のように改正され、平成 18 年 4 月 1 日から施行され、現在に至る。この改正では、第 31 条の 2〔化学物質等取扱設備の改造等の仕事の注文者の講ずべき措置〕が新たに追加された。なお、この改正により、既に労働安全衛生法及び労働災害防止団体法の一部を改正する法律（平成 4 年 5 月 22 日法律第 55 号）により追加されていた旧第 31 条の 2〔特定発注者等の講ずべき措置〕が第 31 条 3 に、旧第 31 条の 3（違法な指示の禁止）が第 31 条の 4 に移動した。

（厚生労働省令への委任）

第三十六条 第三十条第一項若しくは第四項、第三十条の二第一項若しくは第四項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十二条第一項から第五項まで、第三十三条第一項若しくは第二項又は第三十四条の規定によりこれらの規定に定める者が講ずべき措置及び第三十二条第六項又は第三十三条第三項の規定によりこれらの規定に定める者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。

2.6 運用

本条の規定に基づく省令の運用については、各本条の逐条解説に委ねることとし、本節では各本条違反に関する統計資料を掲載するとともに、特別規制に関する省令の改廃状況について簡単に触れる。

2.6.1 定期監督等実施状況・法違反状況及び送検事件状況（統計）

平成 23 年から令和 2 年までの労働基準監督年報をもとにまとめた本条関係の違反件数を表 8（集計単位の関係上、第 31 条の 3⁹¹又は第 31 条の 4⁹²の違反件数が除外されていないことに注意されたい。）及び表 9（第 34 条違反については平成 23 年から令和 2 年まで 0 件）に示した。なお、通常司法警察員が送検したものや検察官認知・直受等の事件については、検察統計において本法違反事件全体の集計はなされているが、条文毎の情報は不見当であった。

表 8 定期監督等において労働安全衛生法第 30 条から第 34 条までの規定違反が確認された事業場数

	定期監督等実施事業場数	同違反事業場数（む）	（労働基準法等含む）			
			安衛法第 30 条～第 30 条の 3	同第 31 条～第 31 条の 4	同第 32 条	同第 33 条・第 34 条
平成 23 年	132829	89586	820	4175	57	17
平成 24 年	134295	91796	918	4768	56	14
平成 25 年	140499	95550	1038	4687	23	19
平成 26 年	129881	90151	1025	4775	27	19
平成 27 年	133116	92034	926	4635	29	15
平成 28 年	134617	89972	865	4333	34	17
平成 29 年	135785	92695	796	4476	37	16
平成 30 年	136281	93008	809	4215	48	9
平成 31 年 令和元年	134981	95764	870	4171	27	24
令和 2 年	116317	80335	734	4130	12	11

註 労働基準監督年報（平成 23 年から令和 2 年まで）の統計表「定期監督等実施状況・法違反状況」による。なお、参考のために各年の定期監督等実施事業場数及び同違反事業場数を記載したが、全ての定期監督等で安全衛生についての調査を行っているわけではないため、この表は、定期監督等実施事業場のうちこれらの条文違反が存在する事業場の割合を示すものではなく、あくまで定期監督等で覚知・指導することとなった件数を表しているにすぎない。

なお、ここでは、元データである同統計表の集計単位の関係上、第 31 条の 3 又は第 31 条の 4 の違反件数を除外していない。

⁹¹ 複数事業者の労働者が混在作業を行っている場合に、建設業で特定作業（省令所定の危険性が高い作業）を下請けさせる建設業者に、当該場所の複数事業者の労働者の労災防止措置を義務づけた規定（第 1 項）、第 1 項の義務主体該当者がいない場合に元方事業者等が指名する等の配慮をするよう定めた規定（第 2 項）。罰則なし。

⁹² 注文者による請負人・請負人の労働者への違反となる指示の禁止。罰則なし。

申告監督及び再監督については、条文毎の違反件数が集計されていないため件数は不明である。

また、人事委員会等が労働基準監督を行う非現業等の地方公務員に関する状況など、労働基準監督官が監督を行わない領域における状況については時間の制約上、調査が及ばなかった。

表 9 労働基準監督官による労働安全衛生法違反及びうち第 36 条関係条文違反の送検事件件数（主条文）

	労働安全衛生法違反全体						
		うち（条番号）					
		30	30 の 2	31	31 の 2	32	33
平成 23 年	542	9	1	22	1	0	0
平成 24 年	614	9	1	23	1	0	1
平成 25 年	560	6	1	26	1	0	4
平成 26 年	628	10	0	26	0	0	1
平成 27 年	550	9	0	12	0	0	0
平成 28 年	497	11	0	26	0	0	0
平成 29 年	474	8	0	23	0	0	0
平成 30 年	529	15	0	13	0	0	0
平成 31 年 令和元年	469	8	0	20	0	0	0
令和 2 年	505	10	0	21	0	1	1

註 労働基準監督年報（平成 23 年から令和 2 年まで）による。同年報の統計では 1 事件で複数の被疑条文がある場合には、その主たる被疑条文により件数を計上している。したがって、これらの条文が被疑条文に含まれている場合であってもそれが主たる被疑条文でない場合は計上されていないことに注意されたい。また、これは労働基準監督官が送検した事件のみを集計したものである。第 34 条は該当なし。

通常司法警察員が送検したものや検察官認知・直受等の事件については、検察統計において本法違反事件全体の集計はなされているが、条文毎の情報は不見当であった。

2.6.2 特別規制に関する省令の改廃状況といくつかの問題

平成 16 年に厚生労働省労働基準局で有識者による「今後の労働安全衛生対策の在り方に係る検討会」⁹³が開かれ、その報告書において、各種提言とともに元方等を通じた安全衛生管理体制の実現等についても提言が行われた。これを受けて、労働安全衛生法等の一部を改正する法律（平成 17 年 11 月 2 日法律第 108 号）により第 30 条の 2（製造業等の元方事

⁹³ 厚生労働省－労働基準局が実施する検討会等－今後の労働安全衛生対策の在り方に係る検討会（https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-roudou_128892.html）

業者の講ずべき措置」、第 31 条の 2〔化学物質等取扱設備の改造等の仕事の注文者の講ずべき措置〕等が追加され、安衛則等についても特別規制に関する条項が大幅に拡充された⁹⁴。

ところで、事業者が事故又は労働災害の発生態様を報告する事故報告書及び労働者死傷病報告は重要な参考資料となるが、これらの様式には、現行安衛則制定当初から既に「構内下請事業の場合は親事業場の名称、建設業の場合は元方事業場の名称」欄があり、これらの記載された各報告及びそれらの統計は特別規制の改正のための重要な参考資料になっているものと思われる。

現在、産業構造の多様化により、災害統計における既存の業種分類ではうまく把握できない業種が生まれてきている。例えば、倉庫において商品を必要な商品を必要なだけ集めて梱包し（ピッキング）、発送するが実運送は行わないという事業形態（日本標準産業分類では、4841 こん包業（組立こん包業を除く）に該当する。）が増えており、そこでの災害が少なくないが（筆者の経験上、死亡又は休業 4 日以上 of 災害のうち約 1～3%を占める）、労働災害統計の業種分類（労働基準局報告例規基準業種分類表⁹⁵）では「その他の製造業」に分類・吸収され、上記の事業形態単独での分析が困難になっている。また、このような事情により陸上貨物運送事業等と異なり、特定業種向けの注意喚起の対象にもなっていないと思われる。

また、1 つの労働現場に複数の企業が入り交じることが増加傾向にあり、労働安全衛生に関係する設備やサービスの管理権や責任の所在が複雑化している。例えば、大規模商業施設では、建物を所有する者、建物を借り受けて各テナントに転貸する者、プロパティマネジメント（所有者からビルを預かり、テナントと契約を結び、賃料を回収する事業）を行う者、テナントとして入居する事業者、ビルメンテナンスを行う者等様々な企業が 1 つの職場に関わっている。この場合、誰が通路、空調設備、エレベーター、ボイラー等の設備を管理し、保全するのが最も合理的で効率的かということを考えて法制度を維持・改正していく必要がある、そのための災害分析や再発予防対策の検討も、このようなものを考慮したものでなければならないだろう。その場合は、リスク創出者管理責任負担原則⁹⁶の概念が有用である。

⁹⁴ 平成 18 年 2 月 24 日付け基発第 0224003 号「労働安全衛生法等の一部を改正する法律（労働安全衛生法関係）等の施行について」（https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tb3028&dataType=1）

⁹⁵ 労働基準局報告例規基準業種分類表については、全国労働安全衛生センター連絡会議情報公開推進局が開示請求した平成 20 年 3 月 31 日付け基発第 0331017 号「労働基準局報告例規の一部改正について」（<http://www.joshrc.org/files2007/20080331-018.pdf>）（最新版ではない）等を参照。

⁹⁶ 三柴丈典「リスクアセスメントを核とした諸外国の労働安全衛生制度の背景・特徴・効果とわが国への適応可能性に関する調査研究」総合報告書（H26-労働-一般-001, 2016 年）

3 付録 国際労働基準の適用監視と関係資料等（参考）

3.1 日本のILO加盟状況

日本は、1919 年から国際労働機関（ILO）の原加盟国であったが⁹⁷、1938 年 11 月 2 日、ILO に協力終止を通告し⁹⁸、2 年後の 1940 年にこれが発効して脱退したが、1951 年 11 月 26 日⁹⁹に再加盟した¹⁰⁰。脱退前に批准していた 14 条約については、脱退していた期間についても有効であり¹⁰¹、ILO からの指示により、再加盟時の翌々年 1953 年の第 86 回国際

（<https://mhlw-grants.niph.go.jp/project/26210>，文献番号 201621001B）総括研究報告書－リスク創出者管理責任負担原則の意義については、総括研究報告書 27 頁【示唆される予防政策のエッセンス】①，30 頁【特徴】①ほか。英国労働安全衛生法への反映状況については、分担研究報告書「日本の安衛法の特徴と示唆される予防政策のエッセンス」87 頁。

⁹⁷ International Labour Organization－ILO 駐日事務所－「ILO と日本」（<https://www.ilo.org/tokyo/ilo-japan/lang--ja/index.htm>，2022 年 11 月 8 日閲覧）に「日本は、国際労働機関（ILO）が誕生した 1919 年からの原加盟国です（1940 年から 1951 年の間は脱退）。」との記述あり。

⁹⁸ 労働省「工業及び商業における労働監督に関する条約（第八十一号）、（第八十八号）、（第九十八号）に関する国会答弁資料」（昭和 28 年 2 月）の問 2（わが国が加盟国であった当時批准した条約は何か）の答（1 頁）に「一九三八年（昭和十三年）十一月二日に ILO との協力終止を通告するまで批准した条約は、左の十四件であります。…」との記述がある。

⁹⁹ International Labour Organization－NORMLEX－Country profiles－Japan（https://www.ilo.org/dyn/normlex/en/f?p=1000:11110:0::NO:11110:P11110_COUNTRY_ID:102729，2022 年 11 月 18 日閲覧）に、「Member from 1919 to 1940 and since 26.11.1951」との記載がある。

¹⁰⁰ International Labour Organization－ILO 駐日事務所－ILO と日本－「小史」（<https://www.ilo.org/tokyo/ilo-japan/history/lang--ja/index.htm>，2022 年 11 月 18 日閲覧）

¹⁰¹ International Labour Organization－International Labour Conference 35th Session (Geneva, 1952) Report of the Committee of Experts on the Application of Conventions and Recommendations ([http://www.ilo.org/public/libdoc/ilo/P/09661/09661\(1952-35\).pdf](http://www.ilo.org/public/libdoc/ilo/P/09661/09661(1952-35).pdf)) 4 頁 (pdf 366 頁) の 22～24 の項参照。23 の項に「The Committee was informed that it would have before it at its next session reports from Japan on the 14 Conventions which it had ratified before its withdrawal from membership in 1940 and by which it continues to be bound.」との記述がある。リンク元：Information and reports on the application of Conventions and Recommendations (<https://www.ilo.org/public/libdoc/ilo/P/09661/>)

労働会議に先だって当該 14 条約全ての国内実施状況を報告し、条約勧告適用専門家委員会（CEACR）の検討を受けた¹⁰²。

3.2 適用監視システムの概要

ILO では、各国における国際労働基準の適用監視を行っているが、その根幹を担うのが、条約勧告適用専門家委員会（Committee of Experts on the Application of Conventions and Recommendations, 略称 CEACR）^{103,104}及び基準適用委員会（Conference Committee on the Application of Standards, 略称 CAS, また、総会委員会とも。）¹⁰⁵を通じた適用監視システムである^{106,107}。

¹⁰² International Labour Organization—International Labour Conference 36th Session (Geneva, 1953) Report of the Committee of Experts on the Application of Conventions and Recommendations ([http://www.ilo.org/public/libdoc/ilo/P/09661/09661\(1953-36\).pdf](http://www.ilo.org/public/libdoc/ilo/P/09661/09661(1953-36).pdf)) Appendices 1D (41 頁 (PDF 325 頁) 以降) に、日本が ILO 再加盟後に批准済 14 条約に係る国内実施状況について提出した報告書に対する CEACR の検討結果が掲載されている。リンク元: Information and reports on the application of Conventions and Recommendations (<https://www.ilo.org/public/libdoc/ilo/P/09661/>)

¹⁰³ International Labour Organization—Labour standards—Applying and promoting International Labour Standards—Committee of Experts on the Application of Conventions and Recommendations (<https://www.ilo.org/global/standards/applying-and-promoting-international-labour-standards/committee-of-experts-on-the-application-of-conventions-and-recommendations/lang--en/index.htm>, 2021 年 1 月 6 日閲覧)

¹⁰⁴ International Labour Organization—ILO 駐日事務所—メールマガジン・トピック解説 (2006 年 12 月 28 日付第 55 号) 「◇ILO 条約勧告適用専門家委員会」 (https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---asia/---ro-bangkok/---ilo-tokyo/documents/article/wcms_249621.pdf, 2022 年 11 月 3 日閲覧) において同専門家委員会の成立、任務、活動等について解説されている。

¹⁰⁵ International Labour Organization—Labour standards—Applying and promoting—Conference Committee on the Application of Standards (<https://www.ilo.org/global/standards/applying-and-promoting-international-labour-standards/conference-committee-on-the-application-of-standards/lang--en/index.htm>, 2022 年 11 月 3 日閲覧)

¹⁰⁶ International Labour Organization—ILO 駐日事務所—「監視機構」 (<https://www.ilo.org/tokyo/standards/supervisory-bodies/lang--ja/index.htm>, 2022 年 11 月 3 日閲覧)

¹⁰⁷ 林雅彦「ILO における国際労働基準の形成と適用監視」(日本労働研究雑誌, 2013 年) (<https://www.jil.go.jp/institute/zassi/backnumber/2013/11/pdf/045-054.pdf>) 参照

ILO の各加盟国は、国際労働事務局に対していくつかの批准条約についての実施状況をまとめた年次報告書（国際労働機関憲章¹⁰⁸第 22 条，締切 9 月 1 日）などにより、条約や勧告の実施状況を国際労働事務局に報告しなければならない。

CEACR は各加盟国から集まったこれらの報告書その他の内容を検討し、CEACR 報告書にまとめ、翌年の総会の検討資料とするため通例翌年 3 月にこれを公表している¹⁰⁷。CEACR 報告書は、総合報告（General report）と特定の国々に関する意見（observation）からなる 1A 部と、理事会が毎回選定するいくつかの国際労働基準に関する総合調査報告である 1B 部からなる。加盟国に対してより技術的な問題に関する事項や詳しい情報提供を求める場合は、CEACR 報告書が大部になるのを避けるため、これを直接要請¹⁰⁹（direct request. 直接請求¹¹⁰，ダイレクトリクエスト¹¹¹とも）として、報告書に掲載せず、当該国政府に直接通知する¹⁰⁴。直接要請は、CEACR 報告書に記載された意見とともに、公式ウェブサイト¹¹²で過去三十数年分¹¹²のものを検索することができる。

CAS¹¹³は、CEACR 報告書に記載された数百の案件から二十数件を選び、個別審査として、当該国政労使からの状況、見解の陳述も含め討議を行い、勧告的意見を含む議長総括を行い、CAS 報告書としてまとめる。

3.3 関係資料

国際労働基準（ILS）に関する文献は、公式ウェブサイトのページ「Information resources and publications on International Labour Standards」<https://www.ilo.org/global/st>

¹⁰⁸ International Labour Organization－ILO 駐日事務所－国際労働機関憲章（日本語訳）
（https://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-conventions/WCMS_240186/lang--ja/index.htm，2022 年 11 月 3 日閲覧）

¹⁰⁹ 文末脚注 37 の日本政府の文献では「直接要請」という訳語が使用されている。

¹¹⁰ 文末脚注 104 の ILO 駐日事務所による文献では「直接請求」と訳されている。

¹¹¹ 第 35 回 ILO 懇談会の厚生労働省配付資料の参考 3-2（<https://www.mhlw.go.jp/content/10501000/000897744.pdf>）では「ダイレクトリクエスト」と訳されている。

¹¹² International Labour Organization－ILO 駐日事務所－「条約勧告適用専門家委員会」
（https://www.ilo.org/tokyo/events-and-meetings/WCMS_423760/lang--ja/index.htm，2022 年 11 月 3 日閲覧）は数年前の記事と思われるが、「検索機能のついた国際労働基準データベース NORMLEX には過去約 30 年分の情報が収録されています。」と記載されているため。

¹¹³ International Labour Organization－Labour standards－Applying and promoting International Labour Standards－Conference Committee on the Application of Standards
（<https://www.ilo.org/global/standards/applying-and-promoting-international-labour-standards/conference-committee-on-the-application-of-standards/lang--en/index.htm>，2022 年 11 月 3 日閲覧）

[andards/information-resources-and-publications/lang--en/index.htm](https://www.ilo.org/dyn/normlex/en/f?p=NORMLEXPUB:1:11110:0::NO:11110:P11110_COUNTRY_ID:102729)) から他の各ページへリンクをたどることにより見つけることができる。

同サイト内の NORMLEX (https://www.ilo.org/dyn/normlex/en/f?p=NORMLEXPUB:1:11110:0::NO:11110:P11110_COUNTRY_ID:102729) では国際労働憲章及び国際労働基準の本文、条約の批准状況等を検索することができる。上述のとおり CEACR による直接要請もここで検索可能である。また、各条約に関する各国の今後の報告スケジュールも公表されている。ただし、少なくとも ILO 側においては、各国から提出を受けた年次報告書は機密扱いのため公開されていない。

CEACR や CAS による適用監視関係の文献も上記ページから閲覧できるが基本的には PDF であり、古いものはスキャンされたものである。

日本に係る最近の動向は、日本に関するプロフィールページ (https://www.ilo.org/dyn/normlex/en/f?p=1000:11110:0::NO:11110:P11110_COUNTRY_ID:102729) から容易にアクセスすることができる。

また、ILO 駐日事務所のウェブサイトの「国際労働基準」のページ (<https://www.ilo.org/tokyo/standards/lang--ja/index.htm>) の「条約一覧」「勧告一覧」から和訳を閲覧することができる。

日本政府側資料としては、国際労働会議の報告書として『国際労働総会報告書』ないし『ILO 総会報告書』として第 69 回総会までに係るものが国立国会図書館デジタルコレクション (<https://dl.ndl.go.jp/>) に掲載されている。このうち古いものはインターネット公開されており、一部のものは図書館・個人送信資料¹¹⁴となっている。

日本側の ILO 対応については、政労使による ILO 懇談会で議論されており、厚生労働省の「ILO 懇談会」の一覧ページ (https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-kokusai_128277.html) のリンク先（議事要旨や資料）から、CEACR による意見や直接要請への対応状況、年次報告書案（日本語）、連合の意見書等を含む情報を入手することができる。

¹¹⁴ 個人送信（個人向けデジタル化資料送信サービス）とは、国立国会図書館のデジタル化資料のうち、絶版等の理由で入手が困難なものを、インターネットを通じて個人の端末等で閲覧できるサービスであり、無料登録制である（国立国会図書館－個人向けデジタル化資料送信サービス https://www.ndl.go.jp/jp/use/digital_transmission/individuals_index.html 参照）

二 考察及び結論

第 35 条は、何人^{なんびと}も、1 の貨物で重量 1 トン以上のものを発送する場合はその重量を表示しなければならないという規定であり、1929 年に採択された ILO 第 27 号条約の国内担保法であるが、同条約が船舶で運送される貨物に限定したものであるのに対して、本条はそれ以外の貨物にも適用される。

本条約は時代遅れのものとして国際労働機関（ILO）において改正の必要性が決定されたものであるが、それは荷の重量表示等の必要性が失われたからではなく、時代に合わせた改正が求められたからであり、事実、船舶安全分野においては、1974 年 SOLAS 条約の改正により国際海上コンテナの重量確定制度が強化・精緻化される流れとなっている。

本条約の適用監視システムにおいては、上記の SOLAS 条約改正前、日本政府の年次報告において日本労働組合総連合会（連合）から国際海上コンテナの陸上輸送時の事故とその対策についての問題提起があったことを発端として、ILO の条約勧告適用専門家委員会（CEACR）と日本側の間で何度かやりとりがなされたが、日本政府側（厚生労働省）は特に積極的な姿勢を見せず、CEACR とのやりとりも特に成果を上げることなく、運輸分野において SOLAS 条約の改正や国内法令の整備がなされることにより改善が図られている。

翻って国内の荷役・貨物運送の状況を見ると、運送事業者だけでは十分に危害を防止できないことも多く、貨物を発送しようとする者に焦点をあてた本条の意義は大きい。したがって、運送業務あるいは荷役業務における労働災害を防止するための措置義務者（名宛人）の定め方やその措置内容については、技術的・法律的見地から十分研究し、使用従属性にとらわれず、運送事業者など社会の一部にしわ寄せのかからない、より合理的な労働災害防止の法制度を構築していく必要がある。

第 36 条は、特別規制中「必要な措置」と抽象的に規定している部分（第 31 条の 3 を除く）の具体的内容を包括的に厚生労働省令に委任することを定めるものであるが、実際に定められている特別規制に係る厚生労働省令（労働安全衛生規則第 4 編で規定されている。）は依然として少なく、またサービスの多様化により、現行の本法第 4 章の適用に困難を生じるケースが生まれてきている。

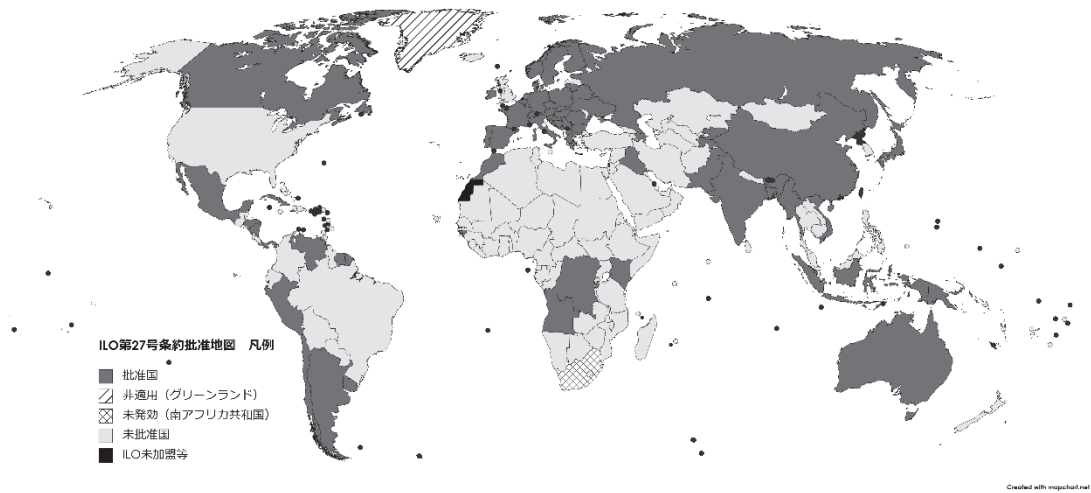
産業安全衛生が旧工場法の「場」の規制方式から離れ（ただし、鉱山保安分野では今も場の規制方式を採用している。）、使用従属関係を軸とした労働基準法を基礎としたものに代わり、その後家内労働法の成立を経つつ、河村産業所事件のように個別的であるが柔軟な使用従属の解釈の時代を経て、本法（及び本法による改正前の労働災害防止団体等に関する法律）は、直接の使用従属性の範囲外にあるものの規制を当然とせず、これを特別規制という形で明示的に規制する方式を採った。したがって、それに伴い、本法——引いては労働基準関係法令が、依然としてある程度の適用上の柔軟性を有しているとしても、その都度法律や命令を改正する等しなければ、産業構造の変化に十分対応できない仕組みになっている。

今後、（狭義の）使用従属性を基本する本法の枠組みを維持しつつ産業構造の変化に応じた迅速な特別規制の拡充を行っていくのか、あるいは特別規制によらずともその変化に対して柔軟に解釈適用できる新しい本法のあり方を指向するかは別稿に譲るとするが、いずれにせよ、今後、使用従属性の範囲内だけでは十分に防止できない種類の労働災害を把握し、適確な施策立案に役立てるためには、労働災害統計や災害分析手法を再検討する必要があると思われる。

なお、本条に関連する包括的な命令委任の是非、省令制定権限の行使の適切性等第 27 条と共通する論点については、第 27 条の逐条解説を参照されたい。

添付資料

図 2 船舶ニ依リ運送セラルル重包装貨物ノ重量標示ニ關スル條約（ILO 第 27 号条約）の批准状況（試作版）¹¹⁵



¹¹⁵ この地図は、MapChart (<https://mapchart.net/world-advanced.html>) を利用して作成した（無料での商用利用可と記載あり）。

